

1-444

藤鳴瞻岳著

政教新論  
全

興教書院發行





序

81-211  
天地自ら道あり、國家自ら體あり、天の之を覆ふ、地の之を載する  
相同ト雖、山川其形を異にし、邦國其政を殊にす、蓋し氣象の中  
偏、歷經の否泰、沈して人心に入り、發して政刑に孚す、是れ即ち理  
數の必然にして、天地の常道なり、聖人出ることありて、其宜きを  
制して、以て民に臨む、人心是に依て以て堵に安し、國家是に依て  
以て治を爲す、故に道を得るものは昌へ、道を失ふものは衰ふ、而  
して道能く人を弘むるにあらず、人能く道を弘む、夫れ教法は、政  
務の外に立ちて、深く人心に透徹し、廣く國運を裨補す、國家の存  
立を維持する爲め、必要缺く可らざるの靈器にして、強力の大機  
なり、是を以て、世界國として、宗教あらざるなく、宗教ありて、治民  
の要術に資せざるはなし、而して各國皆歴史、習慣、同一ならず、從



て彼此利害を異にす、故に均く是れ、基督教國と云ふも、甲は舊教を奉り、乙は新教を奉ずるの類にして、其用に於て施設萬殊ならざるを得ず、是れ他なし、宗教は無形の靈器にして、政務の外にありと雖、亦國家界中のものにして、其人心に生じ、其國政に利害の波及する所なればなり、輒今、政教問題の起るや、世未だ之が原則を詳論したる著書あるを見ず、狂奔者流は、徒に大言壯語、以て俗耳を聳動するに過ぎず、其論旨、恰も捕風捉影と一般にして、毫も根柢あるに非ず、抑も政教の問題は、蓋し今日より、急且危なるものはあらず、余匆忙筆を執り、佛蘭西の法學博士フランク氏の政教關係論、ニユーラス氏の政教論、伊太利のミンヘッター氏の政教論、及佛蘭西の法學博士ビユテール氏の政教分離論等の諸書を、參考折衷して稿を屬し、之を歐米の事情に考へ、之を我邦の形勢に徴し、反覆辨論、遂に此小冊子を成す、文雅馴を欠き、晦澁鹵莽觀るに足らずと雖、抑も亦護法愛國の微意に負かず、庶幾くは海内の有志、試に之を一讀せば、或は警發する所あるべし、此に於て平書す、

明治三十二年四月三日

平安の僑居に於て藤島膽岳識す



政教新論目次

第一章	緒言	初頁
第二章	各種宗教制度	九頁
第三章	國教制度	十二頁
第四章	政教獨立制度	二十頁
第五章	政教相資制度	三十三頁
第六章	國家の宗教に對する責務	四十六頁
第七章	宗教保護の性質	五十七頁
第八章	宗教の國家に對する責務	七十二頁
第九章	内地雜居と佛教	八十六頁
第十章	植民と布教	九十六頁
第十一章	結論	百〇三頁



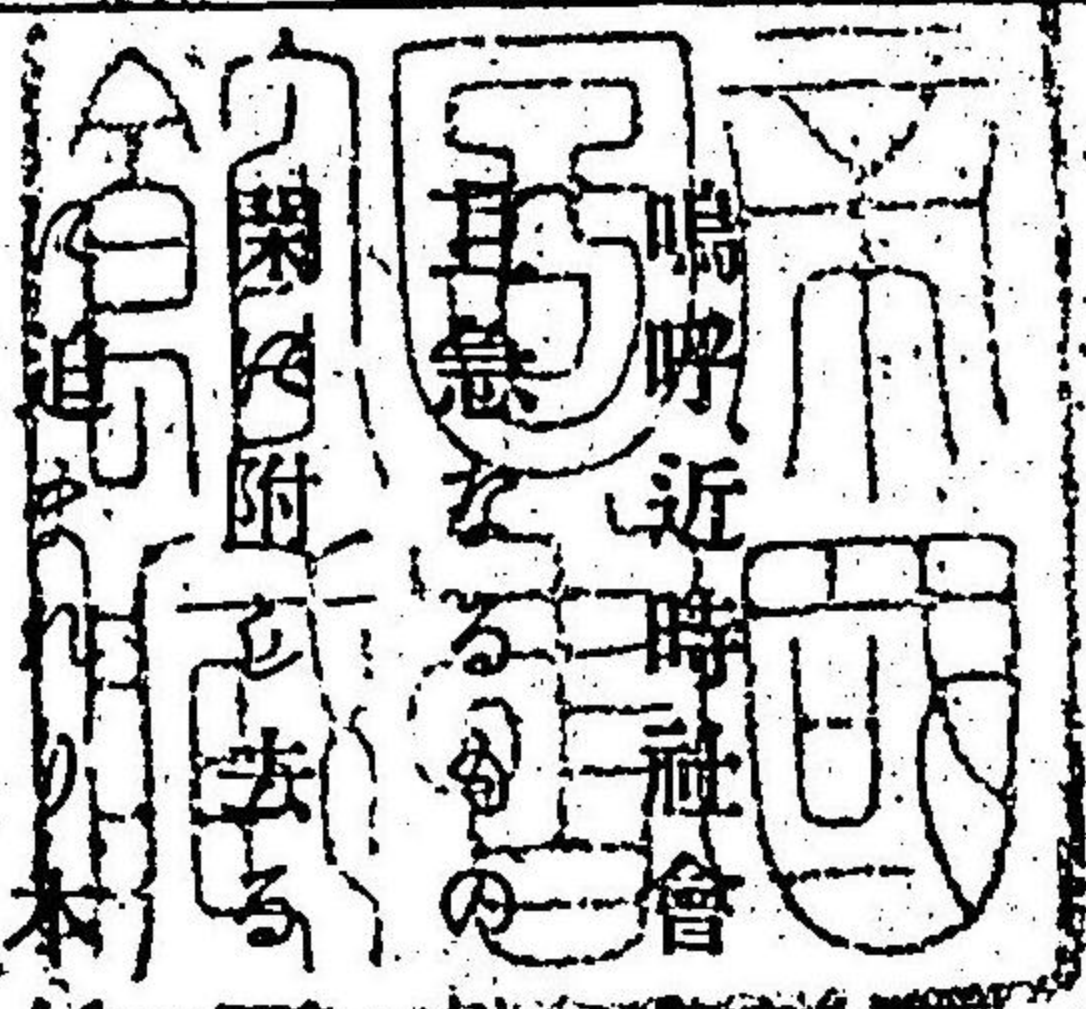
政教新論

藤島瞻岳著

第一章

緒言

緒言



嗚呼近時社會に提起せられたる各種問題中、政教の關係より、危  
 且急なるものは、未だ嘗て之れあらざるなり、豈に今日吾人が等  
 閑に附む去る可き問題ならんや、改正條約實施の期は、目睫の間  
 迫るべし、本年七月以後は、基督教も、亦默許の範圍を脱して佛  
 教と同一の權利を享有し、鑑を分て並驅し、佛教と優劣を争ひ、條  
 約の明文と列強の後援を恃みて、跋扈跳梁をなすの虞なき乎、將  
 又日本的に同化して能く佛教と調和し衝突する所なく、共に手



を執りて、國家社會の爲に、盡す所ある乎、是亦一大問題なり、政治家、何んぞ此問題を討究せざるや、宗教家、何んぞ此問題を解答せざるや、

抑も歐米に於て、十九世紀の後半は、政教問題續起して、議論紛紜底止する所を知らざりき、伊太利には、羅馬法王と國王との間に調和問題あり、佛蘭西には、政教分離論あり、獨逸には、キユルテュルキャンプに對する反抗あり、白耳義には、宗教々育の爭論あり、英吉利には、國教廢止の論あり、南米のブレジイル及メキシコには、羅馬舊教と政府との間に、爭論絶へざりき、

蓋し政教問題に對して、理論と實際との兩方面より、觀察を下さざる可らず、理論の点には、理學哲學に淵源する所あり、實際の點には、行政と最も緻密の關係を有せり、之を詳言すれば、政教問題

は、心理形而上、法律、政治、經濟、行政の諸學科に關聯するを以て、諸問題を解答するには、一人にして、同時に、哲學、法律、經濟、行政、宗教の諸學科を修めて、更に一大政事家の經驗なかる可からず、比斯麻克の如き、大政事家も、キユルテュルキャンプの勵行をなす能はず、諸問題に對して、鐵血宰相の手腕、猶且つ、失敗するを免れざりき、然らば、政教問題は、豈に輕々に、論定す可き問題ならんや、抑も政權の中には、必ず政治と宗教との關係ありて、各自に其特性を有して、區別判然、決して兩者相混同す可からずと雖、相互に密着して、相離る可からず、而して各自に其必要に應じて、生存の手段發達の方法を講ずるは、固より當然の事なりとす、而して如何なる方法に依りて、宗教其物の獨立を毀損せずして、其本領を維持し、社會の生存と併行して、衝突し得ざる乎、如何なる方法に



依て政治の主權と、宗教の自由と、妥協平和を得る乎の疑問に解答せざるを得ず、而して之れと同時に、此問題の如何に重要なるかを知らざる可からず、此問題は社會の基礎と、國民の靈性に關聯して、須臾も相離る可からざる、一大問題なり。

然り而して、吾人は吾人立論の旨趣を明かにして、世人の迷夢を攪醒せんが爲め、信教の自由と、宗門の自由との區別を、詳論せざる可からず。

抑も宗門自由と、信教自由とは、異名同體にして、別物に非らずと思惟するものなきに非ずと雖、考一考すれば、決して同一視す可きにあらず、蓋し信教自由は、宗門の自由なくとも、成立し得可き也、何となれば、信教の自由は、一個人の私權に關する問題にして、苟も天地の間に生存して、心性を有する者が、享受する權利にして、

て、何人にて、眞理と認むる所の者は、之を信し、之を崇めて、自己の信仰を保持して、他より之を妨害し得ざれば也、夫れ然り、此の信教の權利を妨害せんと欲する者は、啻に道德の罪人たるのみならず、風顛白痴の行爲と謂はざる可からず、何となれば、信教の自由は如何なる暴力を用ゆるも之を妨害し、之を破壊し得ざれば也。

宗門の自由は、公權特に政權に關する問題にして、法律上の意義は、一定敬神の目的に供せらる可き建造物(會堂)と、須臾も離る可きものに非ずと爲す、則ち宗派の教義を維持し、若は之を擴張せんが爲めに、團體を組織し、信徒を結合し、會員を募集するの必要を生じ、斯に始て、宗制寺法ありて、寺院教會を統率し、斯に始めて、法度儀式ありて、信徒の行爲を規律し、以て、嶄然として、社會の表



面に頭角を顯はし、有形の結合を爲す、是れ世俗の國家に彷彿たるものにして、其權力の淵源に至りては、固より同からずと雖、組織上の現象に於ては、略は同一と謂はざる可からず、故に信教の自由は、個人的にして宗門の自由は、團體的なり、果して宗門の自由を享受するに於ては、各宗派は、國家社會の間に特立して、各自に其主權を保持し、其實義を擴張し、其生存と發達を計る必要より、自由に宗憲を制定し、自由に宗令を發布するも、世俗の政府より、少も之に干涉束縛を爲す可からず、夫れ然り信教の由自は、單純明白にして、暴戾の君主、若は迷信不靈の徒に非るよりは、之を禁壓し、之を迫害せんと企圖する者なかる可しと雖、宗門の自由に至りては、其意義漠然たるを以て、泰西學者の議論區々にして、未だ一定の確論あらず、然れども、國家の任務として、一方には、各

宗教を同時に保護し、他の一方には、國家の主權と、世俗の自由とを維持する必要より、必ず宗門の自由と衝突を惹起して、議論奔騰して、甲是乙非、底止する所を知らず、故に、泰西に於て、信教の自由を許すことは、各國の憲法に明文ありと雖、宗門の自由は、未だ之を許さざる者あり、佛蘭西の如きは、自由主義に熱心なる國民たるに拘はらず、宗門の自由は、未だ全く之を享有するに至らず、抑も吾邦の欽定憲法に掲げて、信教の自由ありと雖、未だ宗門の自由の規定あらざる也、是に由て之を論すれば、宗門の自由は、我日本帝國に於て、未だ公然之を許さざるものと斷言するも、敢て誤解にはあらざるべし、殊に惟む、我政府の宗教に對する政策は、宗門の自由を許すにある乎、將又之を禁するにある乎、未だ何れにも確定する所あらざるものに似たり、是故に、政府が基督教に



對する處置の曖昧模稜にして、其佛教に對すると同トからざる所以なり、政府の佛教に對する政策は、啻に其自由を許さざるのみならず、之に干涉し、之を束縛し、一寺院を建て、一教會を設るも政府の許可を受けざる可からず、而して政府は寺院教會の新設は、容易に之を許さず、之に反して、基督教に至りては、帝國內到る處、政府の許可を待たず、任意に教會若は殿堂を設置し得るにあらずや、是れ基督教に對しては、事實上、宗門の自由を許すに非ざる歟、何故に佛教に對して、彼れが如く、干涉束縛し、基督教に對しては、此の如く、自由放任する乎、吾人の甚だ解せざる所なり、政教論者、何故に宗門自由の問題を提起して、之が解答を試みざるや、果して此問題にして、漠然として、氷釋せんか、豈に今日基督教の公認、非公認を喋々して、瑣末の議論に精神を費やすに及ばんや

第二章

各種宗教制度

吾人は、今歐米各國の政教論者の議論を折衷して、之を我邦の現況に徴し、更に將來政教關係の方針と方法を詳論して、爲政者及宗教家の參考に供するは敢て無用の業に非らずと信ず、抑も歐洲に於て、政教關係の問題に對して、久く立法官、哲學者、爲政者、及宗教家の腦漿を絞り、筆舌を揮つて、甲論乙駁したること、は、寧ろ政治の論争より、更に一層の熱度を高めたるに拘はらず、之が適當なる解答を與へし者、未だ之れあらざる也、然るも、此問題に關して、諸學者の立論する所、互に得失あり、今猶は經驗しつゝある制度に就て、泰西學者の論する所は、左の四制度に過ぎざる也、



第一祭政制度(シイステーム、テーナクヲケツク)

第二國教制度(シイステーム、ルリシヨン、デエタ)

第三政教獨立制度(アンデバンダンス、レエシプロツク)

第四政教相資制度(アリアンス、デー、ゾー、プエイサンマ)

吾人は、政教關係の四制度中、何れか其一を擇はざる可からず、何となれば、如何に頭腦を叩竭して、潜思熟考するも、右四制度の外に、第五の制度を按出する能はざれば也、然とも、四制度中、孰れが最も我邦の現況に適し、孰れが最も論理に合し、國民の文化を進涉するに利益ある乎を考へざる可からず、吾人は、以下逐次四制度の利害得失を詳論して、論定する所あらんとす、抑も祭政制度は、宗教を主として、國家を客とする制度にして、之を約言すれば、政權が教權内に吸収せられ、即ち國家が宗教に隸

屬するの謂ひなり、之を歴史に徴すれば、則ち埃及の古教に於ける印度の婆羅門教に於けるが如し、又泰西中古の時代に當りて法王グレゴール七世、及インノサン三世が、歐洲東方の各邦に實行せし制度にして、今日猶ほ伊太利の小部分に、其習慣の存するあり、蓋し中古の世、未開蒙昧の蠻民を威伏するに、神明の名に托する必要あるより、羅馬法王は、天帝の代理なり、天帝の使者なりと稱して、野蠻各邦の君民を畏怖せしめて、一時の治安を保持したる効蹟は、争ふ可からざる事實の存するあり、此の時に方りて、宗教より外に、立法官なく、故に民法刑法と雖、皆宗教法律を基礎とせざるなし、人皆以爲らく、宗教は無形的の思想にして、國家は有形的の行爲なり、故に宗教の徳は、太陽及純金に比す可く、國家は太陰及鉛塊に比す可く、獨り此のみならず、宗



教は高尚の理想に屬し、國家は卑賤なる情慾に屬す、故に宗教は神界より來り、國家は魔界より來ると、往昔何れの國に在りても祭政制度の支配を受けざる人民はあらざりし、我日本帝國の如きも、儒佛二教渡來以前の政教關係は、蓋し祭政制度に外ならざるべし、今や歐洲に於て、祭政制度の時代は、既に經過し去りて、復た之を希望するものあらず、之を要するに、祭政制度は啻に信教の自由を害し、社會改良の原理に負くのみならず、人智開明の進歩に妨害を爲す、豈に淺少なりとせんや、之を要するに、祭政制度は、今日我邦の政教關係に功實ならざるを以て、吾人は敢て茲に詳論するを要せざる也、

### 第三章

#### 國教制度

## 國教制度

國教は國家を主として、宗教を客とする制度にして、之れを、換言すれば、宗教が政權内に吸収せられて、政治の機關、君主の奴隸に使用せらるゝの謂ひなり、専門語にて (Cesaropapio) と云ひ、此の「セイゾローパーピー」は一人にして、同時に眞俗兩界の君主たるの謂ひにして、一君主の掌中に政教の二權を併握するの制度なり、耶蘇紀元一千五百四十七年、英國の顯理八世が初めて國教制度を創立し、次に彼得大帝之れを露國に定めたり、抑も顯理八世が羅馬法王の專横を口實として、爭端を開き、大陸の新教改革派と連合して、法王と絶ち、法王の英國教會に對する監督の權を排除して、遂に羅馬舊教より、分離獨立して、一種特別の英國教宗を創立したりと雖、固より信教の自由及宗教の利益より、起因せしにあらず、徒に彼れ顯理一巳の野心と、情慾を逞ふと、併て專横の虐政



を國民に施行せんとする機關に外ならざりき、  
 彼得大帝が一旦露國に提出し、蒙を開き、衰を起し、廢を振ひ、中興  
 革新の鴻基を建るに方りて、教會制度も、亦其改革する所となり  
 遂に君士丹丁堡の大教正の教權を剝奪して、彼れ彼得自ら宗教  
 及び政治の君主なりと宣誥したるは、顯理八世の掣に倣ふて、國  
 民を威伏して、其野心を逞ふしたるものにして、宗教を擴張し、若  
 は之れを保護するの精神にあらず、夫れ然り、此の如き君主の掌  
 中に在る宗教は、如何なる効果を生せしか、是れ豈臣民を壓抑す  
 るの鐵錘、君主の暴威を助る機關に外ならんや、之れを要するに  
 此の如き政教の關係は、宗教、其者の品位と尊嚴とを失墜して、徒  
 に君主の奴隸、政治の機械たるに過ぎざるなり、祭政制度と、其相  
 距ること遠からずして、政教の兩点より、之を觀察するに、何れも

害ありて、益する所あらず、蓋し歐洲中世の時、露國に於て、羅馬舊  
 教、一致希臘教、及猶太教徒が、異端外道視せられて、彼得大帝に虐  
 待せられたるのみならず、十九世紀、歐洲文明の赫奕耀耀たるに  
 拘はらず、彼等教徒は、ニユーラス帝の爲めに、壓抑迫害を被む  
 りたる者、幾千萬人たるを知らざりき、然るも、人智と時勢の進歩  
 により、國教制度を破壊しつつある慘憺の光景は、吾人が目撃耳  
 提する所に非ずや、自由の精神と、文明の空氣は、此の如き制度の  
 永く生存するを許さざる也、現今英吉利の如きも、國教制度を廢  
 止すべきの議論、甚だ勢力を占むるに非ずや、今日英國教宗の僧  
 侶は、單に莫大の寺領と、巨萬の財産とを有して、卑劣貪吝、以て汲  
 々として之れを維持するに過ぎず、故に英國教宗、今日の狀態は  
 顯理八世が創始せしものとは、實際大に變更する所ありて、英王



は、表面的政教君主の名稱ありと雖、其教權はカンターベリー及  
 ヨークの二大教正に委任して、英王は單に僧官の任免黜陟に過  
 ぎず、是れ豈に國教は告愬の餽羊に非ずや、  
 上來論述するが如く、國教なる者は、一國中、一宗派に限り、國家よ  
 り特權と優遇を受け、帝王は其宗派の管長にして、僧官の任命は  
 勿論、儀式、法度、總て君主の裁可を得て、布告したる後に非ざれば  
 決行するを得ざるものにして、他の宗派僧侶は、公式的の稱號を  
 許さず、單に之を默許、若は容認するのみ、故に露國は希臘教を以  
 て、國教と定め、英國は英國新教を以て國教とし、何れも政府より  
 巨萬の保護金を附與し、宗教を政府の一部分とし、之を政治の機  
 關とし、君主の奴隸とせり、  
 之を要するに、國教制度は、自由を以て、旗幟とし、進歩を以て、表章

とし、新智識を鼓舞し、新思想を發揮し、以て文明の基礎を定め、天  
 下國家を經營せんとせる、我が日本帝國が執るべき制度に非る  
 は、智者を待て、後に知らざるなり、輓近吾邦論者中、國教制度を主  
 張する者あり、曰く、吾所謂國教は、必ずしも模範を英露に取るに  
 あらず、從來吾邦に存する神佛二教を以て、國教と定め、今上皇帝  
 陛下を以て、會長と仰き奉り、政府より同一に、之を保護特待し、他  
 の新叅の基督教に擇んで、區別せざる可からずと、果して然らば  
 是れ國教に非る也、何となれば、國教は一國中、一宗派に限ればな  
 り、且つ夫れ宗教の信仰は、一人にして同時に二個の宗教を信す  
 る能はざるは、猶一物にして同時に兩處に在る能はざると一般  
 なり、豈に一帝王にして神佛二教の法王たるべき理あらんや、果  
 して如此き宗教制度を設立せんと欲するは、明治七八年の頃、大



教院を設立して、神官僧侶一堂に會して、神佛交々も説教して、聽者の信仰を攪亂せしめたる、失敗の貳舞を繰返さんとする固陋極まる、保守的の夢想に非らずや、何ぞ思はざるの甚きや、若し夫れ國教を制定するの必要ありとせんか、吾邦に於て、從來他邦人民の信奉す可からざる、不弘通的種族教の神道あり、何を苦で他邦より渡來せる、佛教を以て國教とするの必要あらんやと、是歴史上の關係より、劈頭第一に來るべき議論にして、誰か之を否すと云はんや、夫れ然り、國教制度は、理論實際、何れの点より之を觀察するも、有害無益にして、少くも裨補する所あらず、何そ況や、宗教家たる者、卑屈自ら甘ん、政治の機關となり、君主の奴隸となるに忍びんや、吾人は寧ろ彼れを利用するも、彼れの爲めに利用せらるゝを欲せず、論者猶は敢て之を爲すと謂ふ乎、

吾王朝の時、皇室より佛教を尊信し、國帑を傾けて、以て其法を全國に布き、至尊自ら落飾授戒して、三寶奴と稱し玉ふもの前後、幾帝を知らず、蓋し佛教の勢力、此時より盛なるはなし、論者或は、此旺盛を以て、佛教は國教の如く、思惟して之を今日に繰返さんとするに外ならざるべし、然るも王朝時代の佛教は、決して英露政教の關係の如く、然るものに非らず、王朝時代の佛教は、國家の上に卓出するの勢力ありて、皇室が佛教に歸依し玉ひたるは、決して政教の機關に使用する如き、野心に出でたるに非らざること、は之を歴史に徴して、爛々火を觀るが如し、蓋し當時各宗僧侶の品位高尚に、信仰學識道德の三者共に一國の摸範となりて、國民に具瞻せらるゝの威望ありて、教導感化の効遂に至尊を以て玉冠を傾けて、三寶に歸依し玉ひたるに至りし也、現今佛教各宗



の高僧碩學も、亦進で王朝時代の如く、國家人民をして信仰を懽  
懽し、佛敎に歸向せしむるに至れば、何ぞ必ずしも、國敎之れ云ふ  
に足らんや、

### 第四章

#### 政敎獨立制度

政敎各自獨立制度は、又之を放任制度とも名く、絶對的に、政敎各  
自に分離獨立して、相互に毫も干涉せざるの謂にして、所謂北米  
合衆國政敎關係是れなり、  
蓋し合衆國は、法律上基督敎國にあらず、神敎國にあらず、又偶像  
敎國にあらず、合衆國は超然たる國家にして、國民の宗教的觀念  
及團體を組織せる教會は、國家に對して存立するものにあらず  
之を約言すれば、國務以外に之を放置せり、

### 政敎獨立制度

抑も政敎各自獨立制度に關して、現今歐洲の學者中、之を賛成す  
る者尠からず、延て我邦の政敎論者も、亦往々之を是認し、執て以  
て我邦政敎の關係をして、米國流に放任せしめんと欲する者あ  
り、請ふ吾人は、其利害得失を詳論すべし、  
獨立制度は、前二制度に比すれば、最も斬新なるものにして、前二  
者の如く其國の歴史に關係ありて、四制度の理論が、世に標榜す  
るに先つて、其事實歴然として、米國に現出せり、蓋し北米合衆國  
は、英國の顯理八世より、虐待を被むりたる、耶蘇新敎徒が逃竄し  
て新世界の北部に移住し、兎に匪ず、虎に匪ず、彼の荒野に率ひ、以  
て別乾坤を求めて、所謂合衆國民の基礎を開き、自由の天地に生  
活して、布敎傳道せざる可からざる必要より來りし制度なり、且  
つ夫れ、新創國の移住民は、固より確乎不拔の精神と、獨立不羈の



## 政 教 新 論

氣象より、各自其宗派を建設せり、自由を熱望し、壓制を嫌忌する情、鬱勃として、復た抑止す可からず、況や威權未だ鞏固ならず、財政未だ整頓せざる、稀薄脆弱なる新政府の、豈に能く制限を設けて、各宗教の中に就き、適當なる一宗派を撰擇して、國教若は公認教を定めて、之を保護特待する如き、英斷の處置を施す可けんや、若し此時に當りて、政府勇氣を鼓して、斷然制限を立て、一宗派若は二三宗派に對して、特待優遇を與へんか、政府は必ず其保護を受けざる、他の一般の宗派より、敵視怨望せられて、之が爲め、政府自己の基礎を、危殆動搖せしめて、遂に顛覆の運命に遭遇せしやも、亦知る可からざりしなり、是に由て之を觀れば、合衆國の政教、各自絶對的の分離制度は、萬止むを得ざる事情に出しものにして、合衆國政府の本意に非る也、其後合衆共和の基礎確定し、財

## 政 教 獨 立 制 度

政整頓し、其勢力以て新世界全土を併吞し、其威權は以て洋の東西を震撼するに至りて、始めて政教各自絶對的の分離の不利益を見るも、復た之を奈何ともする能はず、抑も政教各自獨立の結果は、數十人乃至數百人結合して、教會を組織し、教師僧侶は、皆會員にして、投票を以て之を撰擧し、會員皆平等の權利を有し、平等の責任を有し、各個獨立して、政府の監督を受けず、自由自在に布教するを得ると雖、其教師僧侶の品行を規律し、一定の教理を監査するものなきを以て、僧侶の品位は益々價値を減して、最も賤む可き階級迄に低落して、卑猥亂雜復た觀る可からず、遂に宗教其者の本領を失ひて、慈悲救濟、利合の三者の反對に出ること、往々之れあり、南北の爭端を煽動し、乃ち新約全書を以て、黑人の奴隸たる可きを證明して憚る所なく、加之



自主自由と、天帝の名を利用して、荒唐妄誕にして、最も賤む可き新宗派の陸續創設せられて、以て社會の安寧を妨げ、道德の基礎を揺かし、家庭の親和を破りつゝあるは、豈に争ふ可からざる事實に非ずや、

博士フランク曰く、合衆國各宗派の僧侶は、宗教上に就て、榮譽、財産權利の三者に對して、國家より毫も保護干涉を受けざるを以て、彼等の出處進退は自由にして、何人たりとも、宗教家となりて一身の生計を營むに足ると思惟するときは、直に神學者となりて説教師となり、普通の民家を以て、寺院若は教會に引直し、公然標札を掲げて、宗教の儀式、禮拜をなして、平然たり、之に由て、神學者となり、説教師となるは、恰も株式投機と一般にして、商人の失敗破産して、最後の辣手段は、宗教家となり、一攫萬金を僥倖する者

あるに至る、亦深く恠むに足らざるなりと、

夫れ然り、米國の各宗教は自由放任の結果、啻に多數信徒の偏狭と頑冥の妄情を制する能はざるのみならず、甚きは、之を煽動して、猛火に油を注ぐの事情あり、彼の北米に於て、奴隸廢止の議論起るに方りて、南米の宗教徒は、勉めて之に反對を唱へ、黒人は、先天的に奴隸たるべき性質を有するものなりと、而して彼等は、之を證明するに、新舊全書を以てし、黒人は本來人類たるの價值なくして、唯犯罪あるのみ、神聖基督の血を以て、猶且之を救ふことを得ざりしと、彼れ神學者の説に據れば、黒奴は、シヤナアンの子孫なるを以て、未來永劫、奴隸の羈軛を脱する能はず、若し之に反して、黒奴の束縛を解かんと欲する者は、乃ち道德の大罪人なり



更に一步を進めて、合衆國に於て、日に月に新宗派の創設せらるゝ點に論及す可し、抑もアングロサクソン種族の異風なる性質と、蕪雜極まる米人の性質とを打て一團といたるより、奇妙不可思議の新宗教の陸續創設せらるゝは固より恠むに足らずと雖、其一例を舉ぐれば、舞踏宗(シヤケ)と名るものあり、毫も宗教の要素を含まざるのみならず、亦俗界の道義も有するをなし、是れ豈に放任自由より來る結果に非ずや、若し夫れナヤンニングの如きは、孤鶴の鷄群に在るが如く、燭立野蠻の性情と、利己主義に狂奔して、宗教及道德の腐敗を助長しつゝある、迷信頑冥の中に、屹然孤立して、風潮の渦中に捲かれず、能く立脚地を守りしは、米國の宗教家中、唯彼れ一人あるのみ、モールモン宗の開祖シヨセフ・スミトの如きに至りては、固より齒牙に掛るに足らざるな

り、宇内各邦、恐くは米國を除きて、彼れ「モールモン」の如き、最も賤む可き偽宗教が、彼が如く、迅速に成功し、彼れが如く、悠久に繼續するを得ざりしなる可し、「モールモン」は半世紀の間、米國星旗の下に在りて自由に傳播するも、米國政府は之を禁止せず、又制限を加へざりしは、實に政府の無能無力を證するのみならず、抑も又合衆國政府の一大恥辱に非ずや、彼れ「モールモン」は豈に唯國家の法律を紊亂するのみならず、抑又世界の倫理を破壊する宗教なり、彼れ「モールモン」は公然一夫多妻を勸諭し、而して彼等宗徒は皆之を實行しつゝあるに非ずや、夫れ然り、如此き恥つ可く賤む可き偽宗教の傳播弘布するは、政教各自絶對的分離、即ち放任制度の結果たらざるは、あらざる也。

博士フランク曰く、此の放任制度を以て、歐洲の中原、佛國に實行



政 教 新 論

すると假定せんか、曾てフリーイェサンシイモン徒(社會黨)が唱道せし新宗教の「愛の自由説」(夫婦の契約を要せず男女相互の意欲に任せて公通し曾て一定の夫婦ありす)が横行跋扈して「モールモン」宗と同一の醜體を演トて、社會の倫理を攪亂して其害毒洪水猛獸より激烈にして、善者ありと雖復た奈何ともする能はざりしなるべし、幸に其慘狀を目撃せざりしは、全く宗教制度の宜きを得たるに由ると、上來論述する所の放任制度は、米國の如き、殊族異類別語各風相集りて國を成じたる、新社會には固有の宗教歴史習慣なきを以て如何なる宗教如何なる神學如何なる議論も自由放任するも人心の一致を欠き社會の安寧を妨ぐるの虞なげれば、強て干涉するの必要なきは、一往理あるに似たりと雖、泰西の舊國英佛獨の諸國に於て、如此放任制度を施行するに於ては、最も懼る可き結果を生トて、國家社會の安寧を

政 教 獨 立 制 度

害するに至る可し、何となれば、各國皆從來固有の宗教ありて、多數の信徒を有し、團體を結合し、儼然一大勢力を占め、新參の宗派と衝突して、擾亂を醸もするの虞あれば也、抑も國家及宗教の關係は、古來の大難問題にして、假令、米國に於て、放任制度が採用せらるゝも、之を數千年來固有の事情を以て發達し來りたる舊國に移さんとするは、到底行ふ可からざる者とす、論者或は曰はん、放任制度は、素と宗教点より觀察したるものにして、國家より之を觀れば、或は少く困難の事情ある可しと雖、國家は法律命令の範圍内に於て、暴徒を捕縛し、之を裁判所に送致するの權を有すれば、決して暴殺、迫害、襲撃の非行を許す可きに非ざれば、教徒の紛擾、何ぞ畏るゝに足らんや、其然り豈其然らん



や、正理正道は、教徒の熱心燃るが如き、迷信頑冥の輩に對しては必ずしも勢力あるものにあらず、況や彼等は其宗義を擴張し、若は之を維持するが爲めには、團體を組織し、常に異宗徒に向ては宣戰の準備をなすつゝあるに於てをや、政府豈に之が爲めに居常警備を加へ、緩急に應ずるの邊あらんや、若し夫れ、放任制度を不可とすれば、國家は宗教の事務に干涉す可き權利あるや否やの問題を解釋せざる可からず、夫れ然り國家は固より宗門の教義に立入る可き權利なしと雖、各宗派より發する宗憲及宗令が、單に宗門内の法度、儀式等に止まりて、政事の部内に侵入せざる乎を審査するの權なかる可からず、果して此權あるか、政府は各宗派を監督して、豫め國家の治安を妨げざる爲めの防禦を爲すは、固より當然のこととす。

米國に於ては、英佛獨の如く規定の宗教なきを以て、米國人は宗教も、一般農商工の如く看做して、其間に軒輊を置かず、故に立法行政上の公權に關しては、宗教上に除外の規定あらず、之を要するに、米國々家の成立、最初より歐洲各邦の如く、歴史、宗教、司法の性質同からざるに職由せずんばあらず、現今我邦政教論者中、放任制度を可とする者、往々之ありと雖、單に獨立自主の點より觀察するに過ぎず、米國の如き、新造國、猶宗教監督の必要を感じるに非ずや、然り而して、我日本帝國は、一千有餘年來、佛教ありて深く民心に入り、社會の根底に瀰淪し、國民一般の宗教たる以上は、故さらに放任主義を取りて、異種異様、雜駁卑猥の新宗教を現出せしめて、既定信仰の基礎を動かさし、民心の睽離を招く如きは、國家社會の爲め、甚た得策に非る也、輓近猖



獺を逞ふする、天理蓮門二教の如きは、善良の風俗を紊亂し、道德の元氣を消磨し、文明の進歩を障碍し、智識の發達を妨害する者と謂はざる可からず、明治日進の今日、帝都の中央に巍然として屹立せる大厦高樓は、迷信の惡魔殿たる天理教徒の殿堂たるを知らば、我國民の精神界上の發達程度知る可き也、政府は何故に彼れが如き淫祠妖教を承認せしや、今にして之が撲滅の策を講せざるは、是れ其國民を愚にするものに非ずや、内務省の社寺局は何れを監督しつゝある乎、現今の政事家なるものは、果して這般の消息を解し得る乎、嗚呼、内地雜居の期は、目睫の間に迫まれり、放任するが如く、放任せざるが如き、曖昧模稜の政策は、他日噬臍の悔あるも及ぶことなかるべし、吾人は之が爲めに、未だ嘗て三たび痛恨嘆息せずんば、あらざる也。

第五章

政 教 相 資 制 度

吾人は、政教關係の四制度中、孰れか其一を撰擇して、將來吾邦の國家宗門の爲めに、論定せざる可からず、然り而して、既に祭政、國教、放任の三制度に對して、我邦現時の政教に不適合なることを詳論せり、請ふ相資制度に就て、更に論定する所あらんとす、相資制度とは、果して如何なる意義なる乎との疑問に對して、解答せざる可からず、抑も相資とは、政教各自に固有の權域を踰越せず、又各自絶對的分離をなさず、相互に孤立せざるの謂にして、政教各自に其範圍内に於て、自由に運動し、政教相依りて、社會の發達生存を經營するの責任を負ひ、兩者の間に於て、紛争を醸もせず、相互に權義を全ふするにあり、又之を公認教制度とも名く、佛語



の所謂 (Religion-Recognizee) を譯したるものにして、之に反して非公認教 (Non-recognizee) あり、此公認の意義は、政教分離の精神に本き宗教をして政治の機關たらしむるにあらず、唯政府にして一國の宗教中最も勢力ありて、年所を歴る久き宗旨を擇で、特に之を監督し、且つ保護するの謂ひなり。

博士フランク曰、抑も宗教と政治と、絶對的に混同して、思想に束縛甚き邦國を除きて、豈他に吾人が想像する如き、國家の保護なく、無限の勢力を有する宗教あらんや、夫れ然り、嘗て佛蘭西に於て、威權と財産とを有する僧侶ありて、彼等に對して競争する者なきのみならず、多數人民の思想を支配し、隆々の勢力當る可からざりしは、佛國の歴史を繙く者の能く知る所に非ずや、若し政府が僧侶の保護を廢せしむらば、彼等の威嚴は如何に成りしか

政府が寺領の賣買讓與の禁を解きしなれば、彼等の有せし巨萬の財産と、廣大の土地は如何になりしか、若し此時に方りて、政府が宗門の自由を布告せしなれば、彼等が靈界の信仰に依らずして、單に事務の關係より占領したる威力は、如何に成りしか、辨論を待たずして知る可き也、況や組織未だ鞏固ならず、信徒未だ多からず、資力未だ充實せず、威力未だ旺盛ならざる宗派に取りて、政府の保護を要するは勿論なるに於てをやと、是に由て之を觀れば、各宗教は、皆政府の保護を享くるの必要ありと謂はざる可からず、然らば政府は一も條件を附せずして、各宗教を保護せざる可からざる責任ある乎、將又政府は、其保護を與る宗教より法律命令等に對して、從順忠實ならしむるは、勿論、國家の幸福、自由、光榮を重せしむる權利あらざる乎、是れ亦一大問題なり、博士



フランクは之に左の如き解答を與へたり、政府は宗教を保護するの義務を負ふ以上は、其宗教に對して、國家の治安、社會の安寧を妨害せざるの誓約をなさしむべき權利あり、而して其宗教組織の内部に干渉せざるも、外部の組織即ち法度儀式に對しては認可監督の權なかる可からずと、是に由て之を論ずれば、政府既に宗教を保護する以上は、固より之に干渉し、之を監督するの權ありと雖、亦之と同時に、最も敬意を表して、之を尊重せざる可からず、故に宗教も亦國家社會に對して、徳義を扶植し、治安を保持するの責任を負ひ、政教相互に其權義を完せざる可らず、是に於て乎、始て政教相資の實効を奏し、國教制度の如く、政治の機關とならず、放任制度の如く、絶對的分離の極端に流れず、前者二制度を折衷調和したるものは、豈に此の相資制度に在る耶、豈に此の

相資制度に在る耶、

相資制度の關係を論ずるに、宗教に於て、二種類あることを知らざる可からず、即ち古叅の宗教と、新叅の宗教是れなり、所謂古叅の宗教とは、其國家に從來弘通傳播しつゝありて、國家の歴史と習慣とに密接の關係ありて、最も社會人民の信仰歸依を受けて基礎既に定り、根底既に深くして、牢乎として、復た抜く可からざる勢力を有する宗教なり、泰西の羅馬舊教に於ける、我邦の佛教に於けるが如し、其所謂新叅とは、少數國民の歸向する所の宗教にして、其起源は縱令ひ年所を歴たるに拘はらず、國家社會に對しては、新叅にして、泰西の基督新教、猶太教に於ける、我邦の神道及基督教に於けるが如し、政府は此等新古の宗教に對して、保護を與へて各自に衝突せしめず、又政府と各宗教間に、不和を來さ



る限り、之に干渉して、軌道外に逸出せしめざる手段を講ずるは、政府當然の責務とす、而して政教相互の責務は、法律を以て之を規定せざる可からず、是に於て、所謂宗教法の必要を生ずる所以なり、政府は各宗派の教義儀式、説教を尊重するは、勿論、彼等宗派若し僧侶に對して、暴害を加ふる者あらば、之を防衛し、之を保護し、ついで、決して其宗派の靈界部に干渉するを得ず、又各宗派は、彼等靈界部内の事件に、一點の犠牲をなすことなくして、國家の憲法、法律、命令を遵奉して、宗教外部の組織、即宗務、財政、宗憲に對して、政府の監督を受けざる可からず、夫れ然り、如此き制度は、所謂宗門の自由と政治の自由と調和して、新古二宗の各宗派へ適用して、衝突する所なく、而して放任獨立せしむるの危険を避け、濫りに新宗派の創立を許さず、是れ豈に寛嚴宜きを得たる制度に

非ずや、

國家の安全と宗教の威嚴を保するが爲めに、更に緊要の資格を具備せしめざる可からず、豈夫れ他あらんや、新宗派は豫め宗義道德、宗憲の宣言をなす、是れなり、政府は新宗教を公認するに先きたつて、彼れ新宗教の性質と資格を審査して、果して法定の要件に違背せざる乎を判定せざる可からず、何となれば、政府が毫も知らざる所の宗義儀式、宗憲に對して、妨害を加ふる者あるも、政府は之を罰するの責務なれば也、又豈に政府は新宗派の位階職級を認知せざる僧侶を保護するの理あらんや、

新宗教發表の宣言に對して、嘗て佛蘭西に適例あり、佛國に雜居せる猶太人は、同國新憲法の正條に依りて、其名稱と佛蘭西國民たるの權利を許されたり、之を詳言すれば、彼等猶太人は、憲法の



保護に依て、信教の自由を得たりと雖、猶未だ公認教の種類に入るを得ざりき、故に信教自由の點に於て、政府より一般の保護を受ける權利と云ふよりも寧ろ事實の存在と云ふの適當なるに如かず、加之彼れ猶太人は、猶ほ迫害を被ひり、壓制暴威の下に呻吟せり、奈波烈翁第一世の時に至り、猶太教に條件を附して、之を公認し、始て佛國政府の保護を受るに至れり、猶太教の公認せらるゝ條件の要略は左の如し、

猶太人は、最早やシエリユサラムを本國とせずして、佛蘭西を以て本國と定め、猶ほ彼等の祖先が、希伯來の政權に服従せしが如く、佛蘭西の政權に服従し、モーセスの「バンターツーク」の條文中、多妻主義を勸誘するに拘はらず、婚姻は佛蘭西民法の規定に従ふは勿論、道德の原理たる隣人を愛すること已れを愛するが如

くすべし、此等の條件を遵奉するの誓約を爲し、始て公認せられたり、

論者、或は曰はん、現今我邦の神佛二教は、既己に國家に於て、公認せられたるものなれば、何ぞ今更に喋々公認の可否得失を論定するの必要あらんやと、其れ然り、豈に其れ然らんや、内務省に社寺の一局ありて、神佛二教を監督せりと雖、是れ全く徳川幕府以來の習慣を繼續保存する者にして、二十二年憲法發布以來、未だ法律を以て、政教の關係を規定するものあらざれば、公然權利的に公認せられたる者と謂ふ可からず、故に内務省が神佛各宗派に對する態度の曖昧摸稜にして、一定の方針あらざるは、一般讀者の熟知する所に於て、保護するが如く、保護せざるが如く、放任するが如く、放任せざるが如く、故に政府が神佛二教に對しては



保護と云はんよりは寧ろ束縛の嫌ひあり而して基督教各派に對しては放任主義を執るものゝ如し同一國家の統治内に在る各宗教に對し或は之に干渉し或は之を放任するの政策は抑も何等の理由に出るか吾人は甚だ怪訝に堪へざるなり、果して論者の言の如く公認制度の行はれつゝある者なれば政府は何故に非公認教即ち基督教宗派に對して一般の結社及集會に關する法律を適用して彼等を取締らざる乎彼等基督教徒は公衆を集め禮拜を爲し宗儀を行ふも政府は默許放任して之を顧みざるは何ぞや是に由て之を觀れば我邦現今政府對宗教策は公認にあらす放任にあらす全く無主義無方針にして只一時を糊塗して所謂茶を濁すに過ぎず、

今や改正條約實施の期は迫まれり國家對宗教策を一定して放

任制度を執る乎將た公認制度を執る乎孰れか其一を擇はざる可からずと雖放任主義の我が國家に有害無益にして北米合衆國と同一に論ず可からざることは吾人が前章に於て詳論したれば今更に之を繰返すの必要あらす然は則ち公認制度を執り以て我邦政教關係を規定せん乎則ち改正條約實施以前に之を發表せざる可からざる必要ありと雖第十三議會は既に閉會したれば法律に代ゆ可き勅令を以て之が規程を設けざる可からず若し改正以後に至りて宗教に關する法律を發布し以て國際問題を惹起し周章狼狽するが如きことあるに於ては日本政府の威信に關すること決して鮮少にあらざる也吾人は昨三十一年三月三十日公布の日佛通商條約第二條を左に掲げ以て讀者の注意を促かさざるを得ず、



第二條 兩締盟國ノ一方ノ國民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ  
良心ニ關シ完全ナル自由ヲ享有シ法令及規則ニ從テ堂宇ヲ  
建設及所有シ且公私ノ禮拜ヲ行フヲ得ヘシ該國民ハ同様ノ  
條件ニ從ヒ其ノ宗教上ノ習慣ニ依リ適當便宜ノ墓地ニ埋葬  
セラル・ノ權利ヲ享有スヘシ若シ未タ埋葬ノ爲ニ設置セラ  
レタル墓地ナキトキハ更ニ之ヲ設置シテ鄭重ニ維持スヘキ  
モノトス

讀者は此の日佛條約文を閱讀して果して何等の感を生せし乎  
該條文に法令及規則に從て堂宇を建設及所有し且公私の禮拜  
を行ふを得べしとあるに非ずや是に由て之を觀れば若し改正  
條約實施迄に政教關係の規程即ち宗教法の發布なきに於ては  
彼れ基督教は公然該條約文を楯に取り内地何處に於ても自由

に堂宇を建設し且公私の禮拜を行ふ權利を享有すべし然り而  
して神佛各宗は猶從前の如く教會若は寺院を市町村内に建設  
及所有するには内務省の許可を受けざる可からざる乎將又改  
正條約實施以後は神佛各宗も基督教と同様に放任せらるる乎  
是亦一の疑問なり嗚呼根本の原則に於て既に衝突矛盾する所  
あり吾人は豈に怪訝に堪へざらんや

抑も他の各國の條約には日佛の如く宗教に關して詳細明白な  
らずと雖一たび佛蘭西と日本政府の間に如此き條約を締結す  
れば他の各國も亦最惠條款の原則に本き佛蘭西と同様の要求  
を爲すは爛々火を觀るより明かなり然らば基督各宗派は締約  
の條文と本國の勢力に依頼して跋扈跳梁を逞ふし日本帝國の  
宗教界を震撼し國民の信仰を制し強大の地歩を占斷し種々の



混亂を極め、遂に佛耶各宗派の間に紛争を惹起し、延て政教の衝突を來たし、國家の大亂を醸もするの虞なきと謂ふ可からず、之を泰西の歴史に徴し、之を我邦の形勢に考へ、吾人は杞憂なきを得ざる也。

## 第六章

### 國家の宗教に對する責務

佛蘭西の博士フランク曰く、天地間争ふべからざる眞理の存することありとすれば、吾人が想像する如き、至大至剛の威力と權利とを有する宗教あるも、其威力と特權を實行するが爲めに、若し彼れ宗教が保持する所の職務を、最も自由的に、最も規則的に遂行するには、必ず國家の援助を求むるの必要ありと、之を約言すれば、各宗教は國家の援助と、法律の保護を享る必要あり、況や

## 國家の宗教に對する責務

國內同時に多數の宗教ありて、國民の歸向を博せんとするに於てをや、若し夫れ國家の干渉と、一般法律の保護なきに於ては、各宗派の間に、必ず紛擾を醸もし、猛烈火の如き、勢炎を吹掀して相争ひ、脆弱微力の新宗派は、強大なる宗派の爲め、迫害を被り、自由の主義は、消磨し盡して、慘毒を逞ふせし例は、泰西古今歴史の證明する所にあらずや、

抑も國家が社會全般の公益として、宗教の須要を感じる以上は、國家は常に宗教の特權を保護するのみならず、其布教感化の効蹟を奏せしむる爲めに必要なる品位、權勢、生存の三者を保持する援助を與へざる可からず、是に於て、宗教保護金の必要を生ず、即ち殿堂の建築、莊嚴、僧侶の階級に應トて名譽の生活を營む供給、及布教擴張の費用是れなり、宗教保護金に對しては、歐洲各國



の爲政者と、宗教家の間に異論ありて、殊に佛蘭西に於ては、輓近政教絶對的分離論、沸騰して、從來國庫より支出する所の宗教保護金を、政府歳出豫算中より削除すべしと云ふ、激論議院に勢力を占め、甲論乙駁、宗教費削除の反對論者、即ち僧侶黨の金城鐵壁として、防禦せし論據は、即ち政府より、毎歳支出する宗教費、壹千貳百五十萬圓は、保護の性質に非ずして、革命の時、國家が寺院の財産を没收したるに對する補償の性質に原由するものなりと云ふに在りて、而して國家は政教分離を口實として、之が支出を拒絶するの理なき、敢て之を拒絶するに至れば、國家は盜賊の行爲をなすものに非ずして、何ぞや、恰も國債に對して、元利共に支拂はざると一般にして、天下豈に此より不道理のものあらんやと迄痛論絶叫したりき、又之に聲援を與へたる國民の輿論は

國家が革命の時に方りて、寺領を没收したるに對する代償を爲すべきは勿論、且つ宗教は國家を組織する一大要素にして、教育工藝と併行併存せざる可からざるものなれば、國家は宗教を擴張し、若ば之を維持する爲めに要する所の費用を支出する義務あること、猶ほ美術工藝を發達獎勵する爲めに、毎歳國庫より經費を支出すると同一の理由あるものなり、果して如此き理由あれば、國家は各宗教に對して、保護金を下附して、之を獎勵すべき責任あるものと謂はざるべからずと、之が爲め遂に分離論は議會に於て通過せざりき、

吾邦維新の初、明治政府は、各諸侯の藩籍奉還と共に、全國佛教各宗の寺領、即ち所謂御朱印、黒印は盡く之を没收し、政府は之が爲に、毎歳四百有餘萬圓の財源を得たるも、佛教各宗は獨り眞宗を



除きて之が爲めに疲弊して、宗教維持の策に困み、殿堂頽敗して僧侶四散し、滿目荒涼、孤城落日の光景あるに至れり、此は獨り僧侶の卑屈無識無氣力の然らしむる所たるのみならず、抑も亦政府が其財産を没收したる結果たらずんばあらず、而して政府は藩籍奉還に對して、之に下附するに公債證書を以てしたるに拘はらず、佛教各宗の没收の財産に對しては、少も代償する所あらず、是れ如何なる理由なるか、今日之を喋々するは、恰も死兎の年齒を算すると一般の愚論たるを免れずと雖、日本國家にして苟も正義を失はざる限りは、各宗に對して、之が補償を爲して、經濟上の回復を計らざる可からず、佛教各宗も亦之を國民の輿論に訴へて、其判斷を求むるの權利あり、而して今日立憲政府の公明正大なる、豈に之を拒否するの理あらんや、

更に一步を進めて、之を論ずれば、宗教は、間接に、國家の、行政、立法の、應援者にして、又社會の秩序を維持するの保護者たり、然らば則ち國家は一方に於て、物質的の進歩を保護獎勵するの責任あり、と同時に他の一方に於ては、精神的の進歩をも、保護獎勵するの責任をかる可からず、而して物質的の進歩も、精神的の進歩も、均しく國家の生存及發達に必要なは、今更喋々を要せず、果して然らば、國家は一方に厚くして、一方に薄く、物質的に重くして、精神的に軽きが如きは、豈に國家責任の最も公平なるもの、と謂ふ可けんや、

今や日本國家は、毎歲國庫の支辨を以て、帝國大學、高等學校を維持し、若は古社寺を保存し、若は地方税を以て商業學校の費用を支辨し、其他銀行、航海、鐵道、及實業を保護獎勵するが爲めには、數



百萬圓の金額を支出するにあらずや、果して何の爲ぞと問はん  
 に、教育は國民の智能を發達し、古社寺は古代の美術を後世に保  
 存し、銀行、鐵道、航海の如きは、國家の富源を開發し、國家の實力を  
 養成するに缺く可からざる機關なりと答るなるべし、其れ然り  
 豈に其然らんや、蓋し航海、鐵道、銀行、及普通教育の如きに至りて  
 は、多數國民の利用する所にして、國家の元氣と、實力とを發達せ  
 しむるの必要あれども、高等教育の如きは、國民少數部分の利用  
 する所にして、殊に美術の如きは、元來贅澤驕奢の品物にして、國  
 民少數の愛玩に供するに過ぎず、加之、學科中、比較言語の如きは  
 國民の需要に最も不必要にして、吾邦文明と習慣とに、最も關係  
 少きにあらずや、然に國家の文明を發達するが爲めには、世の古  
 今を問はず、洋の東西を論せず、宇内古今の言語を比較し、研究し

以て國家の文明と、光榮とを進歩し、發達し、裝飾するには、需要の  
 多少を論せず、百般の學科を備るの必要ありと答るなるべし、  
 夫れ然り、國家が國民の租税を犠牲に供して、美術、技藝を保護す  
 るは、蓋し國家の光榮を裝飾し、及國民の快樂を高尙、純潔ならし  
 めんが爲めの必要あるを以てなり、然らば吾邦佛教も、一千有餘  
 年、多數國民の崇奉する宗教にして、之を以て徳義を維持し、之を  
 以て心性の食餌に供す、國民の多數に對しては、須臾も缺く可か  
 らざる最大必須のものに非ずや、抑も國家は何の故に生命なき  
 宗教上の屍骸たる古社寺を保護して、宗教其物に保護を與へざ  
 る乎、何の故に贅澤の部分に屬する美術、技藝を保護、獎勵して、國  
 民の歸向し、必要とする宗教を保護、獎勵せざる乎、何の故に、少數  
 國民の利用を保護して、多數國民の需要に缺く可からざる宗教



の供給をなさざる乎蓋し日本政府は物質的、智能的の發達、生存に重きを置いて、精神的、道德的の發達、生存を顧みざるに由るか、是れ頗る國家職分の本領を誤まり、偏頗不公平の處置なりと謂はざるを得ざる也。

抑も今日の普通教育なるものは、主として智能的の教育にして、國民普遍的、道德の標準は、唯夫れ教育勅語の一あるのみ、日本帝國臣民の多數が、忠孝の貴べく、仁義の重すべきを知て、之を實踐躬行したる所以の者は、果して誰れのかぞや、政府教化の効にあらず、儒學薰陶の力にあらず、是れ皆佛教各宗感化の結果に歸せざるべからず、何を以て之を謂ふや、從來國民の少數部分、即ち士族の輩は、聊か孔孟の書を讀て、忠孝仁義の何物たるを解得せしと雖も、國民の多數に至りては、眼中一丁字なきのみならず、曾て

片言隻語も、儒者の講義を聽きたることなく、而して士族と平民との間は、貴賤懸隔、一大城府を設けて、從容相接するに由なく、彼等平民は、士族より壓制的命令を受るも、道德的教訓を蒙むりたることなき、果して然らば、國民の多數は、孰れに依て忠孝仁義の說を聽きたる乎、孰れに依て、道德的の感化を享け、精神的の教訓を蒙むりたる乎、之を尋繹し、之を研究すれば、蓋し思ひ半に過るなるべし、況や全國佛教の信徒は、多數を占め、國民の道德、福祉、元氣は、佛教に存すと云ふも、不可なき也、國家豈に之を保護せざるの理あらんや、豈に獨り物質的の鐵道、航海、銀行、及各種の實業を保護して、精神的感化を目的とする宗教を保護せざるの理あらんや、豈に獨り智能的啓發を目的とする、教育を保護して、道德を養成する宗教を顧みざるの理あらんや、豈に獨り古色蒼然、活氣な



く生命なく、早晚腐朽消磨すべき、社祠寺堂の保存にのみ、保護を  
 與へて、最も之に關係深き、佛教其物の維持擴張に保護を與へざ  
 るの理あらんや、  
 之を要するに、凡そ日月の照す所、舟車の通ずる所、人類の棲息する  
 所、政治あれば、必ず宗教の存するあり、政治は猶ほ父の如く、宗教  
 は猶ほ母の如く、政教相依りて、國民を撫育す、國家の機關を以て  
 圓滑に回轉せしむるものは、豈に宗教の力多きに居るにあらず  
 や、政治は猶ほ紙の如く、宗教は糊の如く、國民は障子の骨子の如  
 く、政府と國民を以て、附着粘貼せしむるものは、豈に宗教の力に  
 あらずや、那波烈翁第一世言あり、國民は悍馬の如く、宗教は轡銜  
 の如く、僧侶は御者の如しと、夫れ然り、宗教の世道人心に裨益あ  
 る此の如し、而して、今や國民は、將に其慈母に別れて、撫育を缺か

んとす、障子は將に糊の粘力を失ふて紙と骨子と離れんとす、悍  
 馬は將に其の轡銜を脱して、奔逸せんとす、御者は六轡手に在ら  
 ず、周章狼狽、殆んど將に委頓せんとす、是れ誠に國家に在りて、天  
 柱拆け、地維裂け、太陽其位置を變トたる、一大事變に非ずして何  
 ぞや、吾邦爲政者、未だ深く意を宗教に注かず、甚きは之を贅物視  
 し、之を厄介視するに至る、是れ豈に國家の責務を全すると謂ふ  
 可けんや、

第 七 章

宗 教 保 護 の 性 質

吾人は前章に於て、國家の宗教に對する責任を討究し、國家が之  
 に保護を與へざる可からざる理由を詳悉したりき、請ふ以下保  
 護の性質に就き、更に論ずる所あらんとす、



抑も政府が宗教に對する保護の性質に二種類あるを知らざる可からず(其一)義務的の保護と(其二)恩惠的の保護、是れなり、往昔王朝時代の政府が佛教に對したる保護政策は、姑く之を置き、徳川幕府三百年間、佛教に對したる保護政策の如何を詳かにして本論の前提となすは、吾人が最も必要なりと信する者なり、夫徳川氏が佛教各宗を保護したるは、國家社會に取りて、宗教を必要視したるより來るものにあらず、蓋し徳川氏鞭索以來、宋儒の排佛毀釋の説、始て吾邦に輸入せられて、佛教の國家人類に、有害無益の論、漸次徳川氏爲政者の頭腦に感染し、中等以下、新井白石、熊澤蕃山、伊藤仁齋、荻生徂徠の諸儒、口を極めて佛教を排したるのみならず、殊に家康が三河の一向徒の爲に窘められたる如きは、彼れの腦裏より、終身之を抹殺し去る能はざりき、是れを以て保

護を口實として、佛教各宗に制限を設け、宗判取締りをなしたる如きは、一方には、基督教を防禦し、一方には、佛教各宗の跋扈跳梁を畏れて、後患を豫防するの辣手段にして、其實は、檢束を加へたるものなり、決して之を保護し、之を發達せしむる精神に出たるに非らず、更に一層之を穿て、推論するとき、徳川氏の宗教政策は、其旺盛を欲するよりは、寧ろ其衰滅を希望せしむるべし、然らば、徳川政府は何の故に織田信長の對佛教策を踏襲せざりし乎と問はん、に、家康の爛眼なる夙に、織田右府の宗教政策の失敗たるを看破したるを以て、名を保護に托し、之に檢束を加へ、佛教各宗の僧侶を瞞着し了りたる伎倆は、是れ流石がに、家康の權謀術數に長し、狡猾の手段に富みたる所以なり、彼れ家康の眼中には、宗教の世に存するは、恰も人身に疥指贅疣あるが如く、人家に羸僕



情游の子弟あるが如く、亦皆止むを得ずして存する者にして、若し之を爰除く之を攻去せんと欲するときは、必ず大害を醞釀し、不測の災を惹起するの虞あるを以て、恩惠的に表面之を保護し、以て佛教各宗に轡銜を箝め、自由に馳騁するを得ざらむめたり、本願寺を兩分して、東西相箝制して、駕御宜きに適したる如きは、徳川歴史を讀む者の能く知る所にして、誰か之を否定する者あらんや、

之を要するに、徳川氏三百年間の對佛教保護は、宗教を以て必要視したるにあらずして、寧ろ之を贅物視し、之を厄介視したるものなり、故に其保護の性質は、義務的にあらず、積極的にあらす、恩惠的なり、消極的なり、其保護を受くる佛教各宗より、之を觀れば、依賴的の保護を受けて、權利的の保護を受くるにあらす、故に、憚

々焉として、常に政府の鼻息を窺ひ、其歡心を失はざらんことを是れ懼れて、卑屈自ら甘んじ、遂に佛教の活氣を失ひ、腐敗消磨せしめたるものは、豈に獨り僧侶の罪のみならんや、是れ徳川政府對宗教策の結果たらすんはあらす、

明治政府の對宗教策も、亦依然として徳川氏の遺習餘策を踏襲して、神佛二道を監督保護して、其教規宗制を認可し、其教會寺院の創立廢合に干渉するが如きは、亦止むを得ざるものにして、決して宗教は國家を組織する、一大要素にして、道德を扶植し、民心を結合するに缺く可らざる必要的と、信するより來るにあらす、漠然として一定の方針あるにあらす、纔かに一時を糊塗するのみ、偶々之を必要視するものあるも、自ら高言して、我は宗教を信せざれども、社會には必要なりと、堂々たる政治家を以て自ら任



する者猶ほ此言をなして憚らず、已れ物を持たずして、人に之を執れと云ふと一般にして思はざるの甚きものなり、頃日衆議院に於て政教問題に關する質問あるに拘らず、政府は之に對して冷々然たり、議員の多數は之に對して、淡々如たり、是に由て之を觀れば、日本多數の政治家は、今猶徳川政府餘習の薰染、未だ全く脱し得ざるを以て、政府對宗教策に甚た重きを置かず、消極的恩惠的の保護を、神佛二道の各宗派に與へ、各宗派も亦之を甘受し之に依頼して、彼れ政府の爲す所に任かして、顧みざるは、抑も何の心ぞや。

論者或は曰はん、佛教を保護教となして、國家特別の優遇を求めんとするものは、宜く其優遇を要求する丈けの實力を有せざる可からざる也、實力なく、實益なく、國利民福の上に、大なる靈光を

附與する力なくして、以て保護教たらんとする、素より理なきの事のみならず、適く以て僧侶の安逸腐敗を招きて、眞個の宗教は危殆に瀕せんのみと、是れ皆僧侶に對するの攻撃にして、所謂僧侶を憎で毀謗に及ぶ者にして、宗教其物に對して、何の痛痒をも感せざるなり、吾人が所謂保護は僧侶の保護に非ずして、宗教其物に對する保護なり、僧侶の如何は、今の所論にあらず、宗教其物が果して國家を組織する一大要素にして、教育と併行せしめざる可からざるものとするれば、政府は宗教に對して、恩惠的、消極的の保護を廢して、義務的、積極的の保護を與へざるべからず、各宗派も亦依頼的の保護を仰がずして、權利的の保護を受けざる可からず、是に於て乎、政教の關係を規定する宗教法の必要を生ずる所以なり、之を約言すれば、從來政教關係の性質を一變せしめ



て、恩惠的を義務的となし、依賴的を權利的となし、消極的を積極的となすにあり。

六十四

宗教法を以て、政教の關係を規定して、國家が法律上或る宗派を以て保護教とすれば、其宗派は取も直さず公法人にして、彼の學術、技藝、商業、遊樂等一般の私設會社と同視すべきにあらざれば、國家は宜く之を保護獎勵して、其目的を達せしめざる可からず。是れ國家自身の任務たる、安寧幸福を増進する所以にして、必要上當に然るべきものにして、所謂恩惠的、消極的の保護にあらず。以て、義務的、積極的の保護を要する所以なり。

政府が宗教に對する保護は、必ず財産上、榮譽上、權力上、此三大保護を與へざるべからず。故に政府は、毎歲一定の金額を國庫より支出して、保護教の各宗派に附與し、若は寺院教會の維持、賣買、讓

與に對して法律上制限を設け、若は宗教上の目的に使用する爲め、政府の同意を得て、寺院教會の檀信より、課税を徵收する如き、豈に財産上の保護に非らずや、又各宗教師に特權を與へ、若は教師、志望者、修學中、徵兵を猶豫し、若は教師の職務上、官吏と同一の待遇を受け、むる如きは、豈に榮譽上の保護に非らずや、教會内の事件を獨立して處理するの權、各宗派の管長は、職務上當然貴族院に列席する權を有し、其他宗教上顯著なる功績あるものは、同院議員に勅選せらるゝを得る如き、豈に權力上の保護に非らずや。

試に看よ、佛教各宗派は、政府より啗、此三大保護を受けざるのみならず、普通人民の有する衆議院議員の被撰權すら、剝奪せられ、つゝあるに非ずや、且つ各宗派管長は、貴族院に列する光榮を享



有するを得ず、而して寺院の財産は、維新の初、政府に没収せられて、各宗本山の財産、地を拂ふて蕩然たり、加之、各宗に猶遺存せる財産すら、政府特別の保護を受るを得ず、然り而して華族の世襲財産は、政府より法律上、特別の保護ありて、安全鞏固なるを得るに非ず、や、嗚呼、華族果して我國家の舊觀を保存し、皇室の尊榮を維持するが爲に必要なりとせば、佛教は更に一層必要なるに非ざる乎、華族と佛教とは、孰れか最も國家に必要ある乎、華族と佛教と、孰れか最も國民の多數に尊敬せらるる乎、我政府は何故に佛壇、若は各國の例に倣ひ、千百年間、我が國家に密接して、世道人心に裨益を與へつゝある佛教を以て、保護教となさざる乎、爲政者、亦以て輕重を知らずして、豈夫れ可ならんや、吾人は請ふ、佛蘭西國民の輿論が、宗教保護金を支出するに就て、理由とする所の

ものを左に掲げて、之が参考に供せん、

國家は宗教外部の事件に干渉す可からず、即ち國家の職務は各宗教の間、軋轢紛擾を醸もして、治安を妨害すると認めたる場合に限り、之を豫防するに行政警察の權を施行するに止まりて、各宗派の發達維持、若は盛衰興亡する如きは、國家の豫知する所に非らず、否之に干渉すべき權利あるべきものにあらざると云ふ如き、陳腐なる愚論は、取るに足らず、然れども、國家が宗教其物の教義、儀式に干渉し、若は神學の疑問を判斷する資格なきは、勿論、文學、理學、哲學、審美學の諸問題を解釋す可き能力あるものに非ずと雖、吾人は、國庫の經費を以て、理學、哲學、文學及審美學を獎勵保護せざる可からずと信する也、若し國家が此等の諸學科に對して、獎勵保護をなす能はざるときは、豈



に。國。家。の。一。大。耻。辱。に。非。ず。や。又。吾。人。は。國。民。の。宗。教。思。想。を。養。成。し。て。破。壞。せ。し。め。さ。る。は。國。家。の。爲。め。最。も。必。要。な。り。と。信。ず。る。も。の。な。り。夫。れ。然。り。清。く。し。て。温。か。な。る。慈。善。忠。愛。正。直。等。の。思。想。を。民。心。に。吹。込。む。は。宗。教。の。力。に。あ。ら。ず。や。此。等。の。思。想。は。物。理。化。學。比。較。文。典。論。理。圖。畫。彫。刻。等。の。研。究。よ。り。比。較。的。に。國。家。に。對。し。て。各。個。人。民。よ。り。敬。慕。を。受。く。る。點。に。於。て。孰。れ。が。最。も。必。要。な。る。乎。孰。れ。が。最。も。勢。力。あ。る。乎。吾。人。は。更。に。一。步。を。進。め。て。反。對。論。者。の。政。府。は。宗。教。に。對。し。て。冷。淡。否。無。關。係。た。ら。さ。る。可。か。ら。ず。と。云。ふ。論。據。を。打。破。す。る。に。左。の。格。言。を。以。て。す。べ。し。

吾。人。が。棲。息。す。る。近。世。の。國。家。は。文。明。社。會。に。必。須。な。る。全。般。の。需。要。に。應。じ。之。が。滿。足。を。與。へ。さ。る。可。か。ら。ず。と。是。れ。豈。に。政。治。の。原。則。に。あ。ら。ず。や。試。に。看。よ。國。家。は。何。故。に。博。物。館。演。劇。場。圖。書。館。公。

園。及。各。種。の。分。科。大。學。高。等。學。校。を。設。立。せ。さ。る。可。か。ら。さ。る。乎。蓋。し。文。明。社。會。の。需。要。に。應。じ。て。之。が。供。給。を。な。さ。さ。る。可。か。ら。さ。る。必。要。あ。る。を。以。て。也。然。ら。ば。豈。に。獨。り。多。數。民。心。の。需。要。に。急。な。る。宗。教。に。對。し。て。國。家。は。之。を。路。人。視。し。て。保。護。金。を。支。出。せ。さ。る。の。理。あ。ら。ん。や。我。政。府。は。音。樂。學。校。舞。踏。團。體。支。那。語。梵。語。學。を。獎。勵。保。護。す。る。に。多。數。國。民。の。支。拂。ふ。所。の。租。稅。を。以。て。し。少。數。國。民。の。愛。玩。に。供。す。る。贅。澤。驕。奢。の。經。費。を。負。擔。す。る。に。拘。ら。ず。多。數。國。民。の。最。も。必。要。を。感。ず。る。宗。教。の。費。用。を。拒。絶。す。る。の。理。あ。ら。ん。や。政。治。の。原。則。よ。り。之。を。觀。る。も。實。際。の。事。情。よ。り。之。を。論。ず。る。も。國。家。は。必。ず。宗。教。保。護。の。經。費。を。支。出。せ。さ。る。可。か。ら。ず。と。

(フランク政教關係論)

夫れ斯くの如く論じ去り論じ來れば、國家が宗教に對して獎勵



保護する責任あるは、猶ほ教育に對して、獎勵保護する責任あるが如し、而も宗教が國家の保護獎勵を受ける、固より當然の權利なりとす、抑も宗教の目的は、遙かに國家限界の上に超然たりと雖、宗教既に組織せられて、國家界中に生存する以上は、即ち是國家界中の宗教にして、國家と共に進み、國家と共に動かざる可らず、果して然らば、宗教の現象も亦國家以外に存せざる限りは、國家の保護を受けざる可からず、權利的に受る保護は、依賴的に受る保護に、執若ぞや、義務的の保護は、恩惠的の保護に、執若ぞや、論者或は曰はん、宗教が國家の保護を受けるは、卑屈無氣力の嫌ひありと、嗚呼、何爲すれぞ、其れ然らんや、若し宗教が國家の保護を受くるを以て、卑屈無氣力となさば、専門普通教育が國家の保護干渉を受るを以て、卑屈となす乎、各種の實業が政府の保護を仰ぐを

以て無氣力となす乎、天下豈に斯の如き理あらんや、既に教育宗教共に、國家界中の現象なる以上は、國家は一方を保護し、一方を放任する如き、矛盾扞格する政略を執る可からざるは、勿論、國家の職務として、之を保護せざる可からず、既に之を保護すれば、之を監督し、之に干渉する權利なかる可からず、故に國家は、時と場合、依り、既に認許せる、各宗派の宗憲を、取消し、若は法定の要件に違背する行爲を、發見するときは、其宗派に對して、處分を施すの權なかる可からず、佛蘭西の故文部及教務大臣ジュリヘーリイが、羅馬舊教のジエシユイト派に對して、嚴重の處分を施し、彼等の教會を閉鎖せしめたるが如きは、即ち是れなり、之を要するに、日本政府も、内地雜居の準備として、速かに對宗教策を一定し、佛境の如く、政教關係の法律を規定し、其法定の要件



に適合する各宗派に特權を附與し、政教相依り相資け、直接に間接に國家の福祉を増進する目的を達する手段を講じ、國家百年の大計を定めざる可からず、是れ豈に一大急務にあらざるや、

第八章

宗教の國家に對する責務

宗教は政治の外に立ちて、深く民心に透徹し、廣く國運の進歩を裨補して、國家の生存發達に於て、必要缺く可からざる靈器なり。是を以て世界國として、宗教あらざるなく、宗教ありて治民の要術に資せざるはなし、而して各國の歴史習慣同一ならず、從て彼れに利するもの、必しも是れに利なるに非ず、故に均く基督教國と云ふも、甲は舊教を奉じ、乙は新教を奉ずるの類にして、其用に於て施設萬殊ならざるを得ず、是れ他なし、宗教は無形的靈物に

して、政治の外にありと雖、其人心に生じ、其國政に利害の波及する所、大なるを以て也、我邦多數國民の崇奉する宗教は、佛教にして、千有餘年、國家と發達を共にし、其間盛衰隆替ありと雖、國民の道德を扶植し、社會の安寧を保持したるは、争ふ可からざるの事實にして、佛教各宗派中、最も其社會の事情に順應し、最も其時勢に適合して、活潑に運動したる宗派が、最も勢力を占めたるは、其國家社會に裨益を與へたる結果に、非ずして何ぞや、試に看よ如何に、宗教が政治と、別物なりとて、人間社會に生存して、國家以外にあるものに非ざる以上は、全く社會と離るゝ能はず、宗教は出世間的のものなれば、全く世間と隔離せざる可からずといひ、強て深山幽谷に退隱して、勉めて社會と遠からんとする如きは、豈に宗教の本旨にあらんや、王朝時代に旺盛を極めて、華天密禪



の聖道諸宗が、近時に及んで委靡衰退して、南岳天台の絶頂空く松風の護くたるを聞き、一心三觀の花、復た鮮かならず、高野五山の靈場も、護摩の烟り久く絶へて、三昧の月、曇りを生ずるは、豈に之が爲めに非ずや、之に反して、浄土、日蓮、眞宗の諸宗が、近古に屹起したるに拘はらず、滔く滔く一瀉千里の勢ひを以て、一世を風靡し、以て一時極盛を致したりとは、宗教として、其立脚地を守り失はざりしと、同時に一方の裏面に於て、着々宗教的感化の目的を達せし結果、表面政治上に非常の利益を與へし、勢力の發揚に外ならず、是れ所謂出世間を以て、世間を利益し、佛法を以て、王法を助けしものに非ずや、諸宗中殊に眞宗の如きは、最も能く其目的を達して、宗教の本領を彰はしたるものと謂はざる可からず、其教義は眞俗二諦にして、雙輪兩翼、離る可からず、所謂俗諦とは

何ぞ、王法とは何ぞ、二諦と云ひ、爲本と云ひ、之を推究し、之を論定すれば、畢竟するに、政教相資と云ふに外ならず、然り而して、此の王法爲本の解釋に於ては、世の古今に隨ふて異らざるを得ず、若し拘く焉として、膠柱的解釋を下すときは、政治と衝突して、不測の大害を醸もすの虞なきを得ず、抑も眞諦は、日本の國體の如く古今に亘り、萬世を貫きて變更あることなしと雖、俗諦に至りては、政體の如く、隨時隨處の差異ありて、恰も立君、共和、專制、立憲の諸制と一般なり、我邦の如きは、皇統一系にして、普通立君の制に同からず、實に萬國に卓絶せり、今や、立憲の制度たるを以て、現時の王法は、即帝國憲法なり、此の帝國憲法は、叡慮の存する所に於て、無限に鞏固なり、故に眞宗の僧侶及信徒たるものは、憲法を遵守し、法律を卒由して、處世の道を講べて、政治を補助せざる可か



らず、然りと雖、其王法爲本とは、單に國家社會に對する義務のみ  
に非ず、今日世間に唱道する説教者流が、説教の終りに臨んで、世  
間法度を交説して、一時の茶を濁せし、以て政府の歡心を迎へる  
如きは、未だ眞宗の本旨を知らざるものにして、眞俗の妙味を咀  
嚼せざる者と謂はざる可からず、抑も宗教家は、徒に輿論に妄從  
ず可きものに非ずして、輿論を製造し、若ば之を喚起する原動者  
たらざる可からず、故に若し施政の處置、公義に違ひ、正道に戻ること  
あるか、則ち沈黙之を看過す可きに非ず、淳々温和的に之を匡  
正するの方針を執らざる可からず、臣民たる者、固より法律命令  
に服従す可き義務あるは、勿論なれども、亦之を匡正し、之を更改  
するの權利を享有する以上は、強ちに口を緘黙して、瓶の如くな  
らむ可からず、何となれば、吾見眞大師の立教開宗の大基礎と

して、製作し、玉ひたる、本典化卷の奥書に、嚴然特書してのたまは  
く、主上臣下法に背き、義に違ひ、怒りを成し、怨を結び、乃至罪科を  
考へず、猥りがはしく、死罪に罪すと、此言たる、世人の知れるが如  
く、南都北嶺の無道よりして、遂に政府に奏達し、政府は事の是非  
理の曲直を辨さまへず、直に其請を允可して、念佛停止の嚴命を  
下し、無辜の良民を殺戮し、空戀二師を遠流に處せり、是れ主上臣  
下、俱に法に背き、義に違ひたるものにあらずや、信教は自由なり  
苟も社會の安寧と、秩序を妨げざる以上は、如何なる法を信し、た  
りとして、何の不可か之れあらんや、政治は、形而下を支配するもの  
なれば、形而上の靈界部内に干涉す可からざるものなるに、人の  
念佛を唱へ、後生菩提を喜びて、行住座臥に稱名する者を、何の妨  
げありて、之を停止せるか、是れ政道を亂り、公義を失ふものに非



すや、試みに思へ、王法爲本の宗旨、眞俗二諦の眞宗を開き、玉ひたる高祖大師にして、猶ほ此言ありて、毫も憚り玉ふことなし、今の僧侶、猥りに權門に對して、諛辭諂言を事とするに非ずんば、漫に抗論反言して、徒に粗暴の行動をなす如きは、啻に祖門の罪人たるのみならず、抑も宗教の本領を知らざるもの也。

蓋し宗教家の國家社會に對する責務とは、其政治の及ばざる所を補闕するの謂ひなり、譬へば犯罪を未然に防遏し、或は個人の公同心を發揮して、以て民心を一致し、或は慈善救恤の業を起して、無告の窮民を保護する如き、是れ皆宗教が國家に對して、負ふ所の責務にして、之を負ふ愈々大にして、之が効を奏する、愈々著ければ、其宗教の勢力を占る、愈々強大ならざるを得ず、基督新教が、近古に殿起して、羅馬舊教を壓倒して、泰西社會に勢力を占め

たる所以のもの、は、文明の進歩に順應して、從來出世間たる、羅馬教を一變じて、世間的となし、歩々著々、國家社會に裨益を與へたる結果、たらずんば、あらず、羅馬舊教も亦新教の刺戟に由て、勉めて弊習を一洗し、以て改良を加へ、社會的の要素を養成貯蓄したるを以て、今日猶ほ命脉を維持して、衰退せざる所以のもの、豈夫他、あらんや、近時日本佛教各宗が、社會の爲め、宗教の當に務むべき責務を、完ふしたるかを問んに、聖道諸宗は、姑く之を置き、淨土眞宗、殊に東西本願寺の如きは、最も社會に順應したる宗旨にして、其信徒を全國に有する、最も多數にして、王法爲本、眞俗二諦の宗規あるに拘はらず、其爲す所の宗教的事業は、果して如何ぞや、慈惠病院を設立したる乎、育兒院を設けたる乎、貧民學校を建てたる乎、女學校を有する乎、各種の慈善會を起したる乎、冤囚保護



の設けある乎、仔細に點檢し來れば、此等の設立にして、東西本願寺に属するもの殆んどあることなし、然り而して、喜捨を勧誘し懇志を募集するが爲めに、屢く使僧を門末に派遣して、之を督促すること星火よりも急なり、喜捨固より勧誘せざる可からず、懇志素より募集せざる可からず、而して之を以て一方には、布教費に充ると同時に、他の一方に宗教的各種の事業を起さざるに於ては、鳥の一翼を缺き、車の一輪を失ふと一般にして、安ぞ能く二諦の妙旨、王法爲本の宗意を擴張するに在らんや、抑も宗教的事業として、唯夫れ消極的監獄教誨の一あるのみ、豈に巢鴨監獄の事たるや、世の狂奔者は、輕舉妄動、頻りに檄を四方に飛ばし、信徒を煽動して、平地に風波を惹起し、以て佛教の面目消長に關する一大問題なりと、大聲絶叫したるを以て、之に附和雷同するもの

の喧々囂々、恰も黄河を決して、濁流滔々、巨浪激越して、喧啄澎湃、底止する所を知らざりき、昏睡的僧侶を警醒するの興奮劑として、宗教的觀念を挑發せしむる、導火線と看做すに於ては、幾分の効あるに論なしと雖、識者の眼より、之を觀れば、教誨師罷免手續に關する些末の問題にして、政教に關する大問題として、絶叫す可き價值あるものに非る也、抑も監獄囚徒は、人面獸心の敗徳者にして、人類社會に悟す可からざる、無賴的惡漢なり、此爭奪に狂奔するは、豈に宗教家の本旨ならんや、假令ひ政府が、基督教に私して、監獄の教誨を其の教師に托したりとするも、佛教の爲めに謀りて、如何なる影響あるか、日本全國幾千萬の男女は、悉く自由の良民にして、孰れの宗教に歸依するも、之を妨害するものなければ、佛教僧侶が、布教傳道に



熱心して、良民の歸依を得るときは、政府の力ら之を奈何ともす可からず、監獄の囚徒が悉皆基督教師に歸依するも、佛教の爲めには、毫も痛痒を感ぜざる也。

更に一步を進めて、之を論ずれば、監獄囚徒は、縦令ひ籍を各種の宗教に繋ると雖、其實は無宗教にして、心中は空虚のみ、若し彼等が何れの宗教なりとも、之を信するに於ては、豈に人面獸心的敗徳者となるの理あらんや、故に全國監獄の教誨を擧げて、基督教徒に一任するも、敢て惜むに足らず、全國監獄の囚徒は、佛教の信徒と云よりも、寧ろ基督教徒と云はゞ、豈に彼等の恥辱にして、佛教の面目にあらずや、而して監獄教誨は、他の布教に比較して、勞多く効少し、刻實して、之を論ずれば、恰も礪確たる瘠土を耕すと一般にして、容易に効果の收む可きものにあらず、再重犯の如き

者に致りては、改過遷善の目的を達する、頗る困難にして、假令ひ千百中、什一の効を奏するも、到底其人物は罪犯の痕跡を消する能はず、之を譬るに、陶器の焼付と一般にして、終身瑕瑾を抹殺し得ざれば、決して完全のものにあらず、然るに、今や東西本願寺は殆んど布教費の三分の二を割て、監獄教誨の犠牲に供する如きは、所謂兎を捕るに、全力を用ゆるものにして、策の得たるものにあらず、故に吾人は監獄教誨を擧げて、基督教に一任するも可なりと云ふ所以也、蓋し監獄教誨の濫觴は、明治十六七年の頃にして、勉めて政府の歡心を買はざる可からずと思惟したる、妄想の結果にして、最初より奏効を期したるものに非ず、而して其勢ひ遂に騎虎を成し、中止す可からざるに至りしと雖、今日時勢も亦一變したれば、最早や政府の歡心を買ふ可き必要あらず、是れ孟軻



の所謂彼れも一時なり、此も一時なり、幸に教誨師罷免手續の不都合を機會として、斷然全國の教誨師を引揚げて、基督教に讓與せざりしは、豈に惜む可き事に非ずや、

夫れ然り、宗教的事業として、最も急務なるものは、育兒院、慈惠病院等の、慈善救恤に着手すると、同時に内地無教の地を開拓して、教線を擴張し、其餘裕を以て、女學校を各地に設立して、他日良妻賢母となる可き國民の美花たる女子教育を獎勵するは、監獄の如き瘠土を耕すに孰若ぞや、抑も慈善救恤の事業は、最も宗教的觀念を涵養するに必要なるものにして、英國の如きは、慈善救恤の源泉を開くが爲に、國教制度を設るの一理由とせり、監獄教誨も、慈善の一端にして、宗教家の當然なす可き事業に相違なと雖、其間自ら緩急輕重の差あるを知らざる可らず、基督教は、今日

其信徒は、僅々十萬以上にして、全國既に數十の育兒院、慈惠病院を設立したるに拘はらず、佛教各宗は、未だ共同設立したる育兒院(福田會あるも世未だ之を知らず)あるを見ず、慈惠病院あるを聞かず、公立高等女學校は、全國を擧げて、僅かに二十二校に過ぎざるに、基督教徒の設立に係るもの、七十有五校あり、東京市中宗教家に屬する十八女學校中、佛教に屬するもの、淑徳女學校、及技藝文學舎の二校に過ぎず、餘は皆基督教に屬せり、是れ豈に佛教徒の宗教的事業の觀念に乏き證左に非ずや、宗教的特色の感化として、必要なる慈善救恤事業、猶ほ此の如し、而して基督教は、此機に乗じて、益々其潜勢力を養成して、立脚地を鞏固にし、磐石の上の一大建築をなさんとす、嗚呼、佛教は、基督教に對して、教理的の戦争には、夙に勝利を占ると雖、宗教的事業の戦争には、連戰連



敗して、今や將に基督教の爲めに、宗教的事業の牙城を抜かれんとす。吾人一念の此に至ること、慨然たらずんばあらざる也。

## 第九章

### 内地雜居と佛教

外人内地雜居の期は、既に目睫の間に迫まれり、今日之が可否得失を喋々するは、六菖十菊の愚論たるに過ぎず。否、吾人は内地開放を以て、國家の美事、文明の新現象として、之を慶せざるを得ず。請其準備に就きて論ずる所あるべし。抑も内地雜居の準備とは何ぞや、其當に來る可き事情に對して、用意配慮をなすの謂にして、決して之を警戒し、之を拒絶するの謂に非ず。然るに佛教各宗の多數僧侶は、以爲らく内地雜居は佛教の安危、國家消長の分るゝ一大問題にして、容易に解答す可き

## 政 教 新 論

## 内地雜居と佛教

問題に非ず、依違逡巡、憂虞措かず、疑懼百端、茫然として出す所を知らず、是れ今日迄、佛教各宗派が内地雜居に對して、何等の準備をもなさざりし所以なり。曩に巢鴨監獄事件の問題が導火線となりて、僧侶中、窃かに内地雜居に就て、疑懼を抱き居る輩の妄想、一時に迸發して、翕然として狂奔し、一種の排外的毒焰を吹掀するに至れり、彼等は以爲く内地雜居は、佛教の大難、國家の危殆に瀕するものにして、一たび内地を開放して、外人に雜居を許せば、基督教徒は、海潮の如く侵入し來りて、我法田を蹂躪し、我法城を破壊し、之が爲め、日本固有の佛教は、忽ち衰退に歸し、延て二千五百年來、恙がなき金甌も、之が爲めに、一大動搖を來すの虞ありと信じて、基督教を以て、絶對的佛教の怨敵、國家の匪賊として、攻撃の論鋒を逞むつゝあり、是



八十八

れ、豈に内地雜居の準備ならんや、寧ろ警戒と云ふの適當なるに如かざる也、海内の廣き愚民の多き、左なきたに基督教を憎惡するより、排外思想の烈火を高めつゝある輩に對して、更に之に注ぐに石油を以てするに至りては、雜居の曉き、佛耶兩教徒の衝突を來し、國際問題を惹起するとは、瞭然火を觀るより明かなり、是れ全く四十年前の鎖國攘夷主義の死灰の再燃したるものにて、純然たる東洋的、保守的主義の餘習、未だ全く洗滌し盡さず、動もすれば、猜疑深き、意地惡き、邑犬の群に吠るが如き、敵愾心に止まり、何となく褊狹齷齪として、更に積極的大雄圖の以て、人心を開達激揚するに足るものあらざりき、之を奈何ぞ國民を感化し、國家を裨補する責務を負ふ、宗教的行爲と謂ふ可けんや、試に思へ、支那帝國が、香港を、英吉利に割き、安南を、佛蘭西に與へ

膠州灣を獨逸に譲りたる如きは、無智無識の暴民が、排外思想の狂熱に驅られて、宣教師を虐殺し、教會堂を焚毀したる結果にあらざるなり、今日の日本國民は、支那人民に比すれば、智識進歩し、文明開化して、國家の利害得失を辨するに拘はらず、宗教的勢炎を鼓吹して、愚民を煽動して止まざるときは、湖南の露太子に於ける、馬關の李鴻章に於ける如き、暴舉を謀る者なしと謂ふ可らず、宣教師を殺戮し、教會堂を焚毀するに於て、何かあらんや、嗚呼、吾人は、國家佛教の爲め、未だ嘗て之が爲めに痛恨嘆息せずんば、あらざる也、

又一方より觀察を下すときは、宗教の勢力は、猶ほ言語の如きものにして、久く國民の腦裏に浹したる言語、宗教は、一世一紀の故を以て、之を變換す可きに非ず、故に假令、内地雜居の曉に至り



九十一

基督教の侵入するあるも、何ぞ能く滔天の波、燎原の火をなす勢ひあらんや、況や外來の西洋人、皆悉く基督教の信徒のみにあらざるに於てをや、而して外人の歸化、若は雜居する者、決して沛然として海潮の如く侵入し來る者に非ざるなり、歐洲大陸諸邦は人種風俗、宗教、習慣、言語、略相同して、往來の便、交通の利、比隣管ならす、英に、佛に、獨に、露に、伊に、外人の歸化、若は雜居するもの幾何なるや、決して世人の臆測する如き、多數の者に非ざるなり、況や日本と歐米諸邦とは、東西地を隔ること數千萬里、風俗、習慣、言語、宗教の同からざるに於てをや、又歐洲各邦に於て、外人雜居の爲め、未だ曾て其國固有の宗教言語に著しき、變化影響を受けたる例あるを聞かざる也、佛蘭西人は、佛語を話し、つゝ、羅馬舊教を奉せり、内地開放の爲め、未だ曾て其宗教言語を變せざる也、英吉利

人は、英語を操り、つゝ、英國教宗を奉せり、外人雜居の爲め、未だ曾て其影響を受けざるなり、是に由て之を觀れば、内地雜居を以て、佛教の大難、國家の安危に關するもの、と絶叫するは、世界の、大勢を洞觀せざる、井蛙的觀念と謂はざる可からず、

今日我佛教は昔時の如く、萬丈の光燄なりと雖、一千有餘年、民心に入り、根抵淺と謂可からず、外人雜居の爲め、畏縮衰退して、一蹶復た振ふ能はざる如き、稀薄脆弱なるものにあらず、何ぞ況や、萬國に卓絶したる、日本國體の基礎が、基督教の爲めに、動搖せらるゝ如きことあらんや、若し外人來りて、衰滅する佛教ならば、外人來らざるも、固より衰滅せざる可からず、戦ふの力ありて、始めて和す可し、濟度するの亢氣ありて、始めて維持す可し、

抑も佛教各宗が、内地雜居に對する準備は、豈に夫れ他あらんや



吾人が既に前章に詳論したる、宗教的各種事業を起して、之を  
 實行し、宗教が國家に對する責務を完了するに在り、如何に佛敎  
 の敎理が、幽玄高妙なるも、今日の文明社會に對して、何の裨益を  
 も與へざるときは、一種の空論即ち哲學的理想と一般にして、宗  
 教的活動を欠くに於ては、國家は之に對して、毫も必要を感じざ  
 る可し、之に反して、基督教の敎理は、如何に淺薄卑近なるに拘は  
 らず、其宗教的事業は、着々國家に益し、社會に補ひありて、慈善救  
 恤の如き、各種の事業を振起して、歩々實効を奏するに於ては、國  
 家は如何に彼れに依らざらんと欲するも、必要上、止むを得ず、彼  
 れに依らざるを得ず、國家の眼より觀察を下すときは、佛敎にあ  
 れ、基督教にあれば、實際的に社會に裨益あれば、敎理の深淺卑高は  
 復た問ふ所に非ず、果して然らば、雜居の曉き、基督教は、益々宗教

的各種の事業を起して、活潑に熱心に運動せば、其効果を奏する  
 火を觀るよりも明かなり、佛敎徒は、依然として舊套を墨守して  
 空拳を振り、空言を吐きて、國家社會に益する所なくんば、如何程  
 基督教を攻撃するも、彼れは毫も痛痒を感じざるべし、夫れ然り  
 佛敎徒の雜居準備は、宗教的各種の事業を起すより急なるはな  
 し、否、生存競争の必要上、之を起さざるを得ざる也、今日は決して  
 昔時の如く、外道邪法の罵詈的攻撃を以て、基督教に接す可き時  
 にあらず、眞成に内地雜居の準備をなし、眞成に佛敎の振興を思  
 はし、宗教的實際の効果を奏して、國家社會に裨補せざる可から  
 ず、是れ豈に佛敎が内地雜居に對する準備に非ずや、  
 抑も内地開放は、國家の美事、文明の新現象にして、外人は、即ち國  
 家の賓客なり、故に吾人は、之を歓迎優待せざる可からず、既に賓



客を以て之を歓迎し、之を優待する以上は、怨敵の如く、蛇蝎の如く、嫌忌す可き理ある可からず、吾人が曩に日佛條約第二條を掲げたれば、讀者は記憶するなる可し、兩締盟國の一方の國民は、他の一方の版圖内に於て、法令規則に従て、堂宇を建設及所有し、且つ公私の禮拜を行ふを得べしとあるに非ずや、我より彼れ佛國に於て、佛教の堂宇を建て、佛教を宣布するも、彼れ佛國政府は、決して之を拒絶することなかるべし、今日は歐米各國に、佛教の信徒なきに非ず、猶我に基督教あると一般にして、彼等歐米人は、佛教の進入を以て、國家の消長安危に關するものとして、排斥を爲さざるのみならず、江海の雅量、以て佛教徒を歓迎す可し、蓋し佛教眞理の眼より、之を觀れば、洋の東西を問はず、色の黃白を論せず、皆佛陀大悲の濟度に洩れざる者也、四海を一家とし、列

國民を同袍視するは、固より其目的とする所に於て、佛教の本領は、佛陀の慈悲をして、一切衆生に光被せしむるにあり、故に太平洋の波濤の及ばん限り、南極星の光りの達せん限り、黒潮の暖流の滔々として、縈迴せん限り、凡そ霜露の殞る所、人類の栖息する所、悉く佛教の版圖に非るなき也、然るに今や日本國家は、内地を開放して、外人の雜居を許さんとする、苟も佛陀の慈悲を説きて、提撕感化せば、來りて雜居するもの、皆我佛教の信徒たらむと、同時に、忠孝仁義の人たらむ可し、十字架の前に跪拜したるものをして、彌陀の前に合掌せしむる、唯此時を然りとす、嗚呼、今日は眞に千載の一遇にして、佛教を擴張し、國家を裨補するも、今日にあり、佛教を亡はし、國家を危ふするも、今日に在り、其任務は懸りて、佛教十萬僧侶の雙肩にありと、謂ふ可き也。



政教新論

日本國家の膨脹は、取りも直さず國民の成長を證據立るものにして、彼等は日本國以外に新故郷を發見して、更に日本國を建設しつゝあるにあらずや。

其の重なる新故郷を數れば、浦盪斯德を主として、亞細亞に於ける露領に、千人内外の同胞あり、新嘉坡、香港、晚高坡、クヰンズラン

ド等一切の英領に、一千六百人内外の同胞あり、南極星の直下に、眞珠を千尋の海底に探るものあり、北辰星下、黑龍江の末流に、鮭鱈を漁するものあり、終歲夏にして、春秋を知らざる、火山島に、砂糖樹を栽培するもの四萬有餘人あり、歲終春にして、冬を知らざる北米の野、五千有餘の同胞、隱然一の小共和國をなす、農業に従

植民と布教

いづゝあるにあらずや。

其他釜山浦に、亢山に、仁川に、京城に、其全體に於て、一萬人内外の植民を見る、若し夫れ、我邦の對韓策にして、其方針を一變せざりしならば、其移住の波動、豈に其れ此に止まらんや。

更に日清戰役の結果として、臺灣と、澎湖列島の新版圖は、我真正の植民地にして、延て福州、抗州、漢口、上海に我同胞の移住民を増加せしは、自然の理數にして、免るゝ能はざる所なり。

今や我邦の人口は、殆んど四千五百萬人に達せんとす、每一箇年の増加は、四十五萬人有餘にして、鼠算の如く蕃殖すれば、八十年目には、一億萬人以上と爲る可き筈なり、此の如き蕃殖する人口は、將來何の處に向て、疏通分配を求む可き乎、今日に於て、猶我邦の面積と人口との比例は、歐洲文明諸國に比して、寧ろ劣る所な



九十八

きを見ずや、六疊敷の部屋に、二人の同居を要するが如き、究窟なる國民にして、年々歳々、四十五萬人を起點として、増殖する人口は、其儘に埋積する時は、虚空若は海面に住せしむるの外なきに至らむ、如何に海外に移住せざらんと欲するも、豈に其れ得可けんや、

近頃、歐人が特に絶東に向ひ、虎視眈々、乘す可きの風雲を睨み、投す可きの機會を求めて、寸土尺地を割取して、止まざる所以のもの、是豈に植民膨脹の必要上、止むを得ざる政略より來るものに非ずや、モンロー主義の北米合衆國、尙且つ、絶東の均勢上、菲律賓一島を占領したるを見ずや、歐西の一小國たる白耳義すら、亞非利加に於て、其本國より七十倍するのコンゴ大植民地を建造せしにあらすや、

今や世界の植民競争の中心點は、支那老大帝國に集注せり、彼の有名なる佛國經濟學の泰斗たる、ボウリュエー氏云く、今の東洋問題は「チットマン」帝國に在らずして、絶東の老大帝國に在り、其れ然り、此の如く歐人の慧眼鋭敏なる所以の者は、固より時勢進運の然らしむ所に因ると雖、抑も亦平常宗教に、學術に、政治に、將た實業に於て、植民の思想を涵養し、疆土開拓の精神を旺盛ならしめたる結果たらすばあらざる也、

夫れ優勝劣敗の生存競争場裏に於て、他の列國は盛に角逐競争を事とする時に當りて、我日本帝國、獨り晏然として植民政略を講せざれば、終に衰亡殘滅に歸せんのみ、之を既往に考へ、之を現今の形勢に證し、之を將來に戒め、更に之を他邦の經驗に徴して、植民問題を講究するは、豈に現今國家の一大急務に非ずや、



然り而して、植民と關聯して、相離る可からざる者は、布教傳道是れ也。植民事業にして、宗教の聲援なくば、決して其効を奏する能はず。故に英佛露の如き、植民膨脹策に汲たる國家は、植殖省には、植民地布教の豫算ありて、政府より宣教師を植民地に派遣せしめて、宗教の需要に對して、供給せざるなく、宗教家が亦國家に對する、宗教的責務の一端として、植民布教に従事し、移住民と共に故郷墳墓の地を離れて、雁の如く、燕の如く、天涯地角に、漫遊流寓して、骨を異郷の青山に埋て、終身本土に歸らざる者、往々これあり。英や佛や、露や、植民的事業の着々奏効するは、政府が國民を獎勵して、此に到らしめたりと雖、抑又無形的宗教の力ら與りて、斯の効あるは、争ふ可からざる也。

今や、日本國家も、亦植民の必要を感し、國民を獎勵せざる可からざ

る時機に逼まれり、國民も亦自ら活動して、海外に移住する者、尠からずと雖、之に關聯して、植民布教師を公然派遣せしむるの必要あるに拘はらず、政府また之を感せざるものに似たり。然とも我佛教各宗は、宗教的任務として、臺灣に、布哇に、朝鮮に、支那に、布教師を特派して、献身的に、盡力せるも、政府は之に對して、特別の取扱ひを爲さざる如きは、植民布教に、重を置かざるに由る歟。吾人は甚た之を解する能はず。

歐米諸國基督教徒が、絶東諸國に來りて、布教傳道に従事する所以のものは、植民布教に原由するに論なると雖、又一方より觀察を下すときは、本國政府の威力を、海外に、宣揚するの、一手段にして、彼等基督教徒は、本國政府の援助に、頼らざる者なく、佛教各宗中、殊に東西本願寺は、近頃、海外布教に、重きを置き、清國に對して



政 教 新 論

は、業已に大谷派本山よりは、連枝を駐在せしめて、教線擴張に従事し、福州に於ては、支那人の歸向する者尠からずと聞く、更に本派本願寺新法主は、支那内地に巡遊を試み、躬親ら視察踏査して、以て、將來萬城の山河をして、眞宗二諦の宗義を光被せしめて、四億萬の清人をして、彌陀の利劍に服従せしめんとす、之を齷齪爲すことなく、徒に内地雜居を恐怖して、狂奔妄動する輩、若は方丈に籠城して、風月を嘲弄する者に比すれば、其優劣得失果して何如ぞや、

嗚呼、佛敎各宗の任務は、最早内地の布敎を以て、足れりとす可からず、今日は、更に海外布敎の大策を立てざる可らず、誠に能く其敎を維持して、之を海の内外に擴張するときは、佛敎各宗は、亦是れ我國家を保護する者にして、其愛國護法の責務を兩盡する、孰か

之れより、大なるものあらんや、

第十一章

結 論

結 論

吾人は上來政敎の關係に就き、既に四制度の利害得失を論じ去り、論じ來りて、我邦將來政敎關係の制度を撰擇せざる可からず否、目下之を制定せざる可からざる必要あることを詳述せり、然り而して吾人は四制度中、相資制度、即公認制度を主張し、以て之を内地雜居、改正條約實施前に、制定發布するの急務なることを切論せり、

又國家の宗教に對する責務、及宗教の國家に對する責任より、而して從來我國家が、宗教を保護せし、恩惠的性質を廢して、義務的となさざる可からざる理由より、内地雜居と佛敎、及植民と布敎



の關係を詳論せり、

之を要するに、我邦現今政教論者中、放任制度を賛成する者多數なるが如し、吾人は曩に其利害得失を詳論したりと雖、更に政教の兩點より、反覆之を繰返さざるを得ず、第十三議會衆議院に於て、早川代議士より質問したる、宗教取締に關する内相の答辨に「今遽に宗教の全體に對し規程を設るの必要を認るに至らず云々、是に由て之を觀れば、現政府は當分宗教法を制定せざるの方針にして、早晚放任するの精神にあらざる乎、政府は列強に對して、宗教より國際問題の起らんことを畏怖して、臆病的に放任政策に傾けるに非ざる乎、果して然らば、改正條約實施以後は、條約の明文に依り、彼等基督教徒は曠く進入し來るのみならず、從來佛教各宗派が、本末の統轄、師弟の關係を保持して失はざりしは、法

政 教 新 論

結

律命令の力ら與りて多きに居るに非ずや、米國の如く、一ひ放任せんか、淫祠妖教、陸續紛起して、種々の混雜を極めて、底止する所を知らざる可し、殊に放任制度の影響を受るの著きは、佛教各宗派の大本山なり、兩本願寺、眞言、曹洞、淨土等、各宗派が管長組織の制度を維持し來りたるものは、法律即ち外力の壓束之を援けたるに頼らすんはあらず、而して今や、此外部の壓力は、社會革新の海潮八面より激波を蹴起して、之に觸れ、愚俗信徒を除くの外、本山と管長とに對する敬慕の念は、漸く將に消亡磨滅せんとするに當りて、從來内務大臣が握りし所の宗教外部の俗權を放任して、之を國務以外に置き、少も顧みざるに於ては、佛教十三宗四十二派の宗政は、一朝にして、忽ち土崩瓦解に歸せんこと、は、其理炯々として、火を觀るが如し、佛教の大難は、蓋し未だ嘗て此の放

論



任制度より危且急なるものはあらざる也、今日各宗本山は既に維持の策に窮し、本山たるの尊嚴威令を失ひ、異主義者將に内部に起りて、分離獨立の旗幟を翻さんとす、本山豫め之を威壓し能はず、支離滅裂復た統一す可らざるに至るは、今更智者を待て知らざる也、佛教の大革命を誘促する者は、此放任制度にあらずして何ぞや、佛教各宗は之を對岸の火災の如く、隣家の盜賊の如く、袖手傍觀する如きは、恰も是れ弊船に乗じて、一瀉千里、滔々天に漲るの洪水を待つものに異ならず、何を以てか沈没を免れ、自ら救ふを得んや、

佛教各宗は合同一致して、政府に逼り、速に政教の關係を規定せしめざる可らず、而して政教四制度中、公認制度を執らざる可らず、此公認制度に對して、僧俗の反對論あるに拘はらず、政教間

題に對しては、未だ十分の研究を爲すに至らず、俱に之を研究するものなるも、臆病的の畏怖心より、宗教に對する取締に關して慎重の態度を取りて、外交問題に觸れざらんこと、是れ懼れ、是を以て自然に放任制度に傾向するは、理數の免れざる所なりと雖之を要するに、反對論者は、未だ其利害得失を講究せざるに、職由せずんばあらざる也、夫の鐵道國有問題の如きも、最初には、激烈なる反對論ありしに拘はらず、之を研究し、之を討議し、遂に、反對論を消磨し、盡して、最後の勝利を占るに至りし、所以の者は、原動者の熱心と、研究の結果に外ならず、吾人は之を我邦爲政者、宗教家に切望して止まざる所以なり、吾人豈に敢て之を研究すと謂はんや、吾人豈に敢て之を研究すと謂はんや、



政教新論終

明治三十二年四月廿五日印刷  
明治三十二年四月三十日發行

版權  
所有

著作兼發行者  
藤島了穩

京都市新町御前通上ル東若松町十七番地  
京都市木津屋橋通堀川東入ル鹽小路町  
三十四番戶(印刷業)

印刷者 井出時秀

發行所

京都市御前通上ル

興教書院

大賣所

東京淺草  
大坂  
同本  
熊本

珠水屋  
松村九兵衛  
金尾種次郎  
長崎次郎

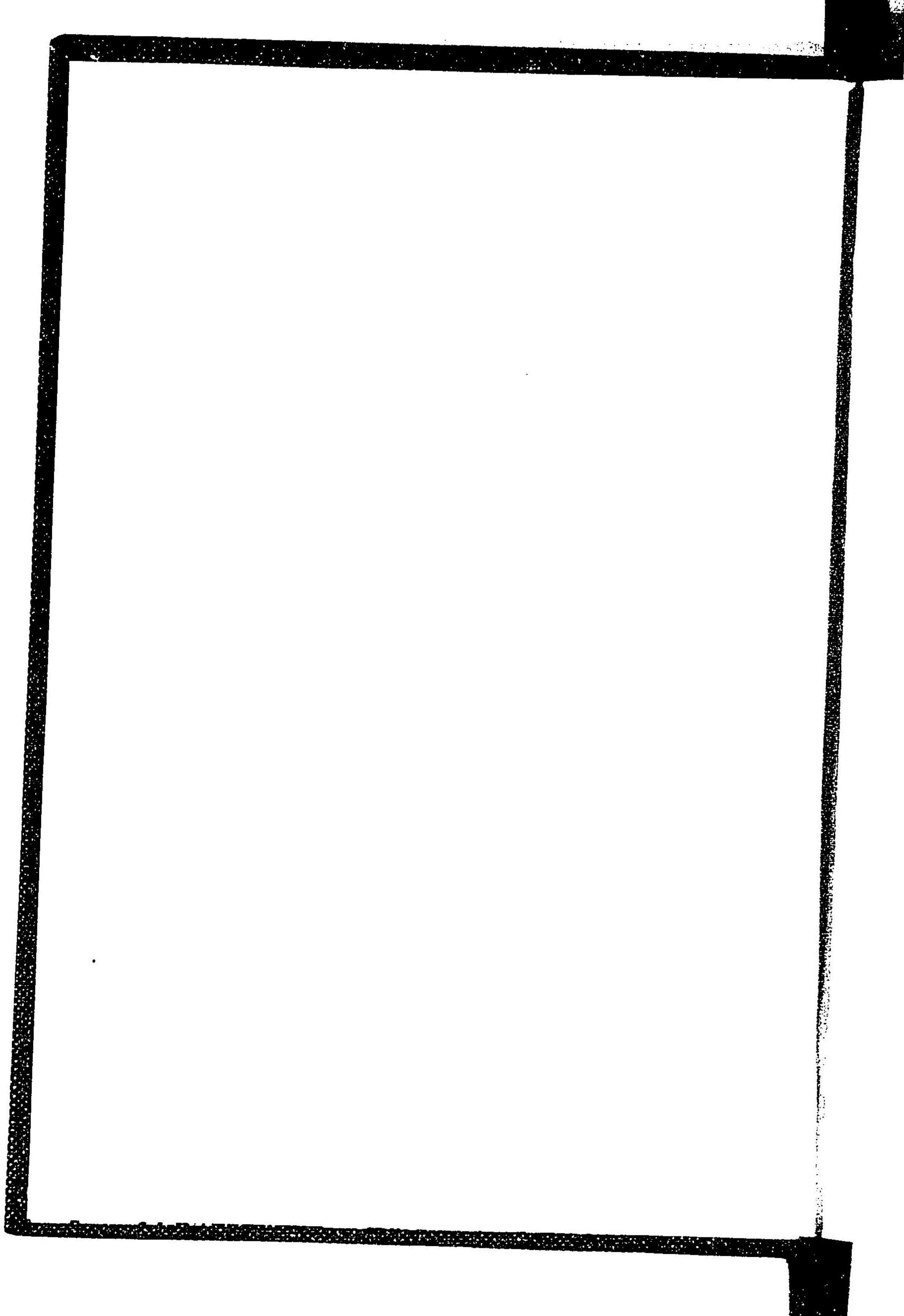
名古屋  
岐阜  
廣島  
越前

其中堂  
郁文堂  
末田恕之助  
中村六三郎



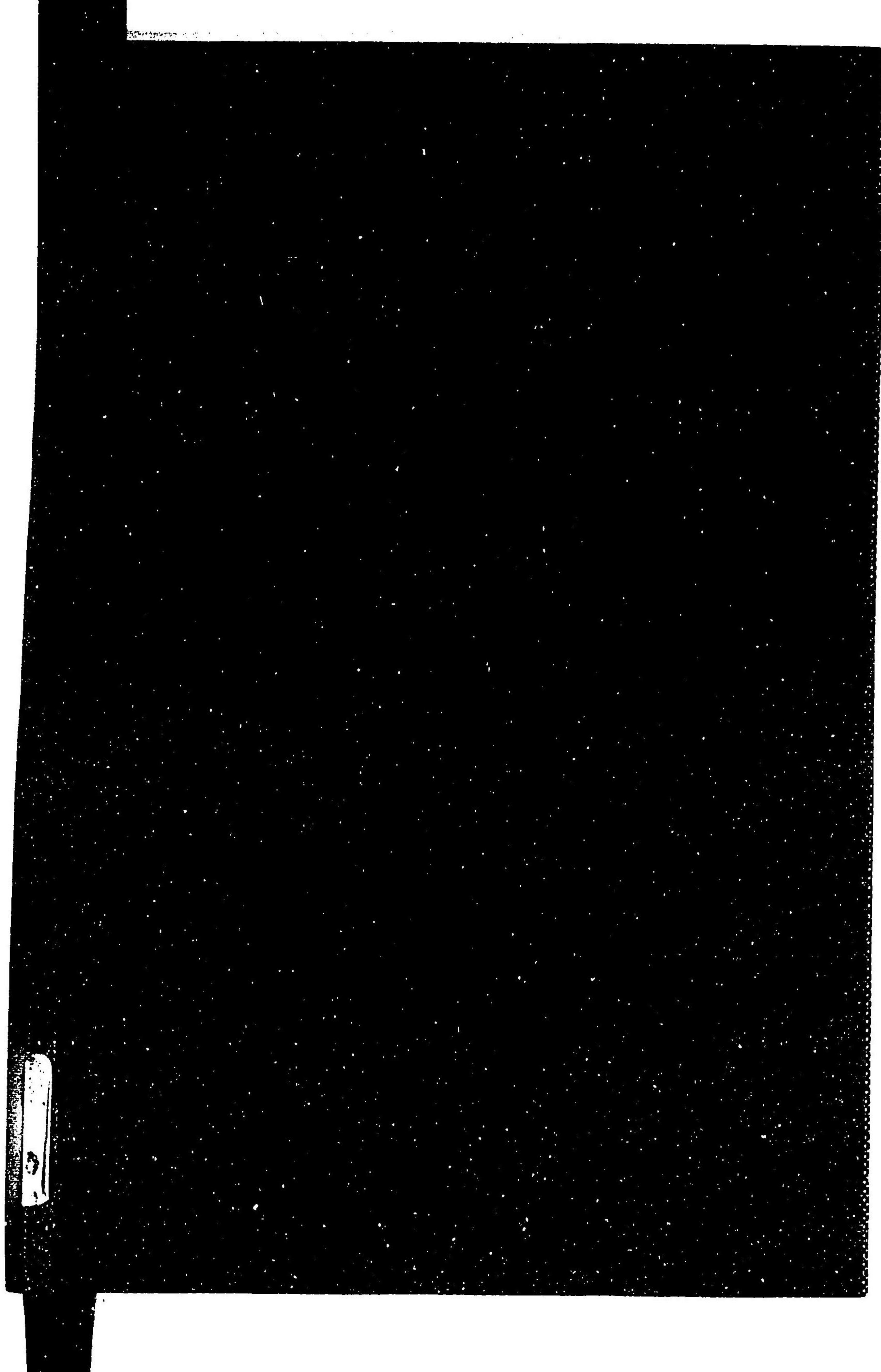






-----







81  
211

013685-000-5

81-211

政教新論

藤島 了穩(胆岳) / 著

M32

ABA-0156





